

第5次中部広域計画

令和5年4月

中部広域市町村圏事務組合

目 次

第1章 総説

- 1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 広域計画策定のこれまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 本組合における広域計画推進の現状と課題等・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 広域計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (4) 広域計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (5) 広域計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (6) 広域計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 圏域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 中部広域圏の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 位置と面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 総人口・世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 在留外国人の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (5) 労働力の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (6) 産業別就業人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 基本構想

- 1 中部広域圏が目指すべき将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 分野別将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - (1) 産業・観光分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - (2) 福祉・医療分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - (3) 環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (4) 交通分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (5) 人材育成・教育分野人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (6) 防災分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (7) 基地対策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 広域行政のあり方と今後の取り組み(本計画の具体的な実現)・・・・・・・・ 1 2

第3章 基本計画

- 1 ふるさと市町村圏基金を活用した事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
 - ア 広域交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
 - イ 広域文化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
 - ウ 広域スポーツ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
 - エ 広域観光開発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
 - オ 広域物産展事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
 - カ 地域イベント助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0

キ	広域研修事業	21
ク	地域づくり支援事業	22
2	調査研究に関する事務	23
ア	広域的な行政課題に関すること	23
イ	広域にわたる振興発展に関すること	24
3	社会福祉法に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務	25
4	クルーズ船の受入に関する事務	26
5	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務	27
6	障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務	28
7	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務	29

参考資料

1	中部広域市町村圏事務組合の沿革	30
2	広域交流事業の経緯	32
3	中部広域圏の資料（県内世界遺産入場者の推移、宿泊施設の状況、道路の交通量及び渋滞の状況等）	35
4	第5次中部広域計画策定に係る経緯	54
5	第5次中部広域計画策定に係る委員会の名簿	55
6	第5次中部広域計画基本構想（案）諮問	57
7	第5次中部広域計画基本構想（案）答申	58
8	中部広域市町村圏事務組合同規約	61

第1章 総説

第1章 総説

1. 計画の概要

(1) 広域計画策定のこれまでの経緯

広域市町村圏は、モータリゼーション等を背景として形成されつつある都市及び周辺農山漁村地域を一体とする日常生活圏の場として地域の振興整備を進めるために、昭和44年度から設定が開始されたものであり、当初は、広域ネットワークの形成、広域事務処理システムの整備に主眼がおかれました。その後、昭和54年度から策定が進められた新広域市町村圏計画においては、地域の総合的居住環境の整備を目標とし、産業振興等を含めた総合計画とされるとともに、文化、教育、スポーツ等の分野における広域サービスシステムの整備が行われました。また、地域経済の振興を広域的、総合的に推進するため地域活性化対策を行うとともに、個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、まちづくり特別対策事業が進められてきた。その間、昭和52年度からは、大都市周辺地域の広域行政を推進するため、大都市周辺地域広域行政圏が設定され、地域の振興整備が図られてきた。広域行政圏の振興整備のための具体的な施策として、昭和56年度から昭和60年度にかけて、各種サービスの中核となる大規模複合施設としてのリージョンプラザの建設が行われたほか、昭和58年度からは、地域経済の振興を広域的、総合的に推進するため「地域経済活性化対策」が、昭和59年度からは、広域的な調整を図りつつ個性的で魅力ある地域づくりを推進するための「まちづくり特別対策事業」が進められました。また、平成3年度からは、この「まちづくり特別対策事業」に新たに「まちづくり総合事業」を加え、広域的・総合的な観点からするハード事業が推進されてきました。

平成元年度から、ふるさと創生及び多極分散型国土の形成を促進するため、広域行政圏のうちから、地域の自立的な発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域について「ふるさと市町村圏」の選定を行い、圏域の総合的、重点的な振興整備を図ることとされました。その「ふるさと市町村圏」は、総合的、重点的な振興整備のための組織体制を整え、計画を策定するとともに、広域の観点から地域振興事業を積極的に進めるため、ふるさと市町村圏基金（おおむね10億円）を創設し、基金の運用益を活用したソフト事業をはじめとして、広域にわたる多様な地域づくりを推進してきました。

それに伴い、平成元年9月に自治省（現総務省）の推進する「ふるさと市町村圏」に中部広域圏が選定され、同年11月1日に中部広域市町村圏協議会を発展解消し、中部広域市町村圏事務組合が設立されました。その際、「中部は一つ」を合い言葉に、圏域の総合的かつ一体的な振興整備を図るための将来像とその実現に向けて、計画を策定し推進してきました。また、「ふるさと市町村圏」の選定に伴い、関係市町村の出資金と都道府県の助成金で「ふるさと市町村圏基金（12億5千5百4拾7万4千円）」が創設され、その運用益を活用した振興整備のための事業を行ってきました。

しかし、近年は市町村合併によって広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、広域行政機構を有しない圏域が広がる等、広域行政施策を取り巻く状況は地域ごとに大きく異なっています。

このような状況を踏まえ、国からは広域行政圏施策について当初の役割を終えたという考えから、平成 20 年度には「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」の廃止を通達されました。それによって、今後の広域連携については、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村の自主的な協議に基づき取り組むこととされました。

このような全国的な流れを受け、中部広域圏においては、圏域の総合的・一体的な振興を図るため広域的な諸問題に対応できる総合計画として、これまで4次にわたる広域計画が策定され、それに伴う事業が行われてきました。

【これまでの中部広域圏計画の経緯】

- ・ 中部新広域市町村圏計画
第1次計画 計画期間：昭和 57 年度～昭和 66 年度（平成 2 年度）
- ・ 中部広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画
第2次計画 計画期間：平成 2 年度～平成 11 年度
第3次計画 計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度
第4次計画 計画期間：平成 25 年度～平成 34 年度（令和 4 年度）

（2）本組合における広域圏計画推進の現状と課題等

これまで、本組合は国や県が進めてきた広域行政圏施策に基づく地方拠点都市地域の地域指定によるハード整備事業や、ふるさと市町村圏計画による基金の果実を利用したソフト事業の実施を関係する市町村と連携して行ってきました。そのような国や県の施策を圏域という枠で実施するため、第3次基本計画から都市基盤、産業、福祉、教育、駐留軍用地跡地利用に関すること等、広範囲に及ぶ分野が位置付けられました。第4次広域計画から基金の果実の縮小に伴い基金事業への取り組みは減少しています。今後も果実の減少が見込まれることから、第5次計画では基金事業をより効果的な事業になるよう取り組みの検討をすすめていきます。

他方で中部広域圏域における広域的な課題である福祉分野における検査・監査は、専門性の確保や効果的・効率的な事務処理が必要なことから、共同処理へのニーズが高まっており、組合の事業は共同処理事務へ大きくシフトしています。そのため、様々な広域的課題等に対応するための人員数や専門的な知見及び有識者とのネットワーク強化など本組合の組織・体制づくりを整備していきます。

（3）広域計画策定の趣旨

第5次中部広域計画策定にあたり関係市町村のニーズに基づく事務の共同処理を行う組織としての整備と方向性の明確化が求められています。

加えて、軌道系を含む新たな公共交通システムの導入に向けた各種活動、関係する市町村の一体的な取り組みを促進するなど政策的な取り組みの方向性を示す必要があります。

これらのことから、第5次中部広域計画の策定にあたっては、中部広域圏が一体となった取り組みを行う振興整備に関する構想とするとともに、中部広域圏を構成する9市町村の基

本構想・基本計画や沖縄県の新・21世紀ビジョン基本計画との整合性を図りながら、中部広域圏の将来像を描くとともに、本組合や関係市町村が実施している行政課題への複合的な取り組み及び事務の共同処理に関する方向性を位置付ける等、中部広域圏の一体性を高める将来像と具体的な取り組みを位置付けるものです。

(4) 広域計画の期間

第5次中部広域計画は、令和5年度(2023年度)を初年度とし、令和14年度(2032年度)までの10年間を計画期間とします。

(5) 広域計画の構成

第5次中部広域計画は、基本構想及び基本計画により構成しています。

1) 基本構想

基本構想は、中部広域圏における将来像及び中長期的視点から見た課題と、それらを有機的な連携によって取り組んでいくための方向性を示しています。

2) 基本計画(実施事務の概要及び対応方針)

基本計画は、基本構想で示した方向性も含め、一部事務組合の事務の共同処理の制度により、関係市町村の自主的な協議に基づき取り組む調査研究や中部広域市町村圏事務組合規約第3条に定める事務を実施するための概要や対応方針等を項目ごとに定めます。また、関係市町村の協議にて新たに共同処理する事務等について調査・検討を随時行い、基本計画の適時見直しを行います。

(6) 広域計画の区域

この計画の対象とする区域は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の3市3町3村の行政区域です。

2. 中部広域圏の概要

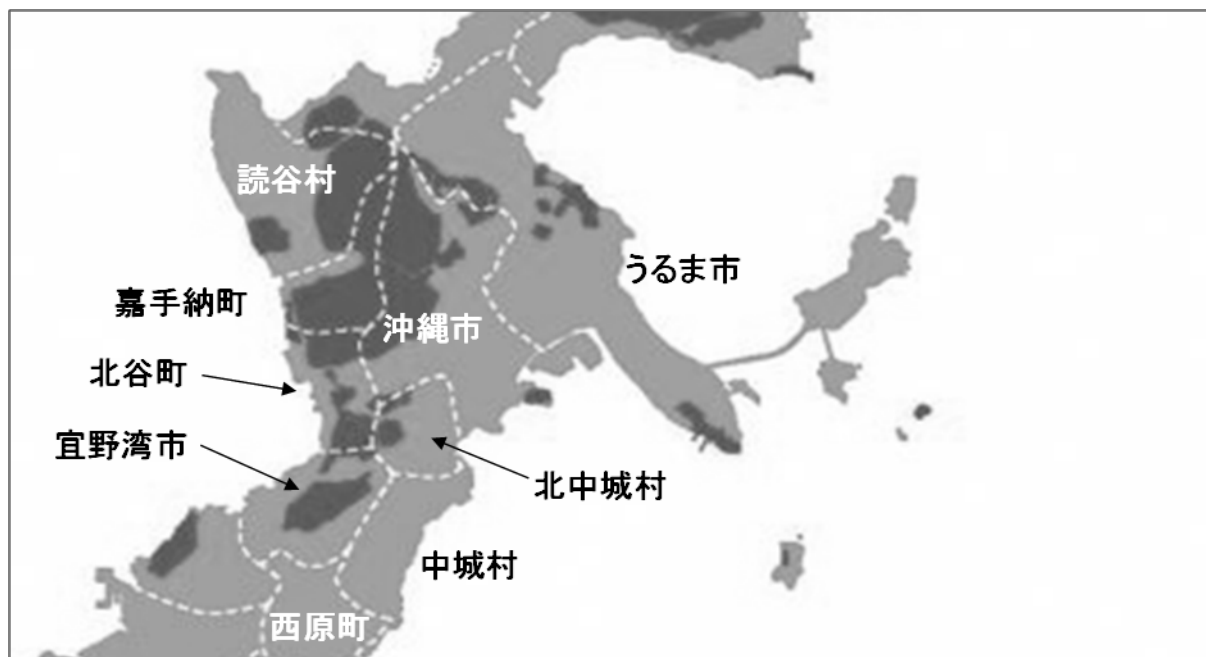
(1) 中部広域圏の概況

本圏域は、沖縄本島の中央部に位置し、那覇空港より北へ約 22 kmの距離に位置する沖縄市を中核都市とした、9つの市町村で構成されている。

本地域では、東シナ海および太平洋に面し、全体として台地と海岸低地からなりたっており、地形、地質、植生環境とも、沖縄本島の北部的要素と南部的要素を有して多様である。圏域の総面積は 263.8 km²で、県全体の約 11.6%を占めており、その全域が都市計画区域に指定されている。また、全域の約 23.8%が米軍基地で占められ、土地利用に大きな支障を及ぼしている。さらに、沖縄県内の米軍施設 (186.973 km²) の 33.5% (62.68 km²) が本圏域に立地している。

中部広域圏の人口は、526,218 人 (令和 2 年国勢調査) で県全体の約 1/3 を占めており、平成 27 年 (国勢調査人口) と比較して 20,191 人増加している。

図表-1 中部圏域における米軍施設の立地状況



※色の濃い部分が米軍基地

資料：沖縄県「沖縄の米軍基地」

(2) 位置と面積

本圏域は、沖縄本島の中央部に位置しており、太平洋に面する東海岸域にうるま市、沖縄市、北中城村、中城村、西原町、東シナ海に面する西海岸域に読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市の 3 市 3 町 3 村の計 9 市町村によって構成されている。また、うるま市域に 8 つの島々があり、有人島では海中道路や架橋で結ばれている平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島と、海路で結ばれている津堅島がある。無人島では、藪地島 (架橋有り)、浮原島と南浮原島がある。圏域面積 (263.9 km² (国土地理院：令和 4 年)) の 23.7%が米軍施設 (62.68 km²) となっている。

図表－２ 市町村別面積

市町村等	面積 (km ²)	米軍施設 面積 (km ²)	米軍施設 面積比 (%)
沖縄市	49.72	16.896	34.0
うるま市	87.11	6.185	7.1
宜野湾市	19.80	5.821	29.4
北谷町	13.93	7.181	51.6
嘉手納町	15.12	12.404	82.0
西原町	15.90	0.000	0.0
読谷村	35.28	12.551	35.6
北中城村	11.54	1.641	14.2
中城村	15.54	0.000	0.0
中部広域圏計 (①)	263.9	62.679	23.7
沖縄県 (②)	2,281.0	186.973	8.2
県に占める圏域の割合 (①/②)	11.57	33.52	-

※ うるま市・金武町境界部地先の埋立地は境界未定の為、単独で面積を示した。

なお、この面積はうるま市及び国頭郡金武町の面積並びに市部、郡部及び国頭郡の合計には含まれない。

資料：国土交通省国土地理院「令和4年 全国都道府県市区町村別面積調査」
米軍基地面積：沖縄県防衛局（令和4年3月末現在）

(3) 総人口・世帯数の推移

令和2年国勢調査による本圏域の人口は526,218人、世帯数は214,408世帯となっており、沖縄県の総人口(1,468,410人)の35.8%、総世帯数(614,708世帯)の34.9%を本圏域が占めている。

人口の推移をみると平成22年から令和2年の10年間で人口は39,374人(8.1%)の増加となっている。このうち、市町村面積に占める米軍基地面積が8割を超える嘉手納町のみが人口減少となっており、その他の市町村はいずれも増加している。特に区画整理が行われた中城村や、米軍基地返還後の再開発が進められた北中城村は平成22年から令和2年の10年間で10%以上の増加となっている。

また、世帯数は40,836世帯(23.5%)の増加となっており、全ての市町村が増加基調で推移している。世帯数は人口よりも増加率が高い理由としては、1世帯あたり人員数が減少し、核家族化または単身世帯が増えたことが挙げられる。

図表－３ 人口の推移

市町村別内訳	平成22年		平成27年		令和2年		増減率 (R2/H22)
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
	沖繩市	130,249	3.0	139,279	6.9	142,752	
宜野湾市	91,928	2.4	96,243	4.7	100,125	4.0	8.9
うるま市	116,979	3.0	118,898	1.6	125,303	5.4	7.1
北谷町	27,264	1.5	28,308	3.8	28,201	-0.4	3.4
嘉手納町	13,827	1.5	13,685	-1.0	13,521	-1.2	-2.2
西原町	34,766	3.1	34,508	-0.7	34,984	1.4	0.6
読谷村	38,200	2.4	39,504	3.4	41,206	4.3	7.9
北中城村	15,951	1.0	16,148	1.2	17,969	11.3	12.7
中城村	17,680	11.9	19,454	10.0	22,157	13.9	25.3
中部広域圏計	486,844	3.0	506,027	3.9	526,218	4.0	8.1
沖縄県計	1,392,818	2.3	1,433,566	2.9	1,468,410	2.4	5.4

資料：総務省「国勢調査」

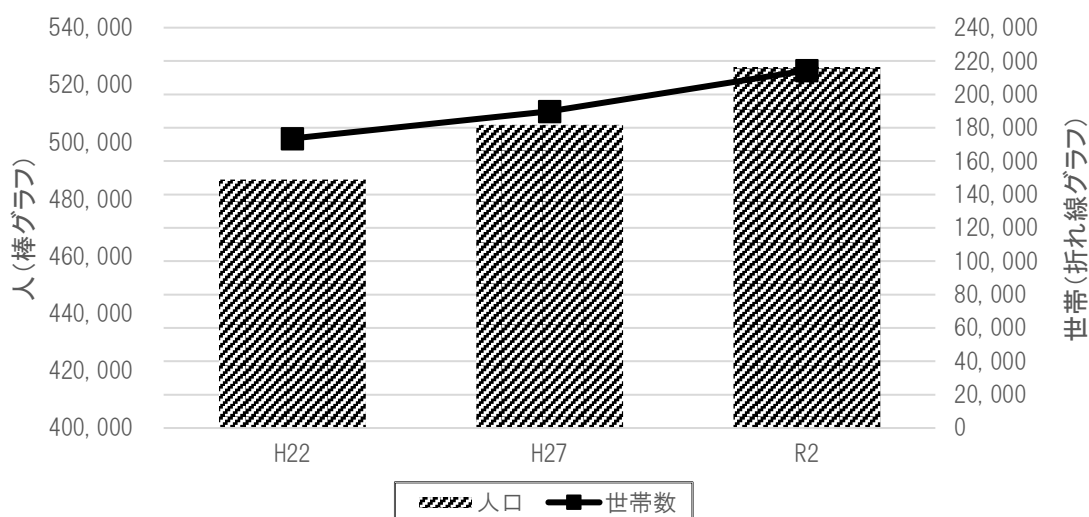
図表－4 世帯数の推移

単位：世帯、%

市町村別内訳	平成22年		平成27年		令和2年		増減率 (R2/H22)
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
	沖縄市	47,999	3.0	53,325	11.1	60,570	
宜野湾市	36,361	7.5	39,333	8.2	44,163	12.3	21.5
うるま市	38,344	3.0	42,378	10.5	48,067	13.4	25.4
北谷町	9,903	6.4	10,724	8.3	11,697	9.1	18.1
嘉手納町	4,937	5.8	5,069	2.7	5,220	3.0	5.7
西原町	12,118	7.4	12,641	4.3	13,610	7.7	12.3
読谷村	12,422	5.2	13,658	10.0	15,672	14.7	26.2
北中城村	5,220	2.4	5,541	6.1	6,558	18.4	25.6
中城村	6,268	17.5	7,209	15.0	8,851	22.8	41.2
中部広域圏計	173,572	5.8	189,878	9.4	214,408	12.9	23.5
沖縄県計	520,191	2.3	560,424	7.7	614,708	9.7	18.2

資料：総務省「国勢調査」

図表－5 総人口・総世帯数の推移（中部広域圏）



資料：総務省「国勢調査」

(4) 在留外国人の人口

中部広域圏における、在留外国人口については、平成24年から増加傾向にある。特にうるま市及び中城村の増減率については、沖縄県の増減率を大きく超えている。

また、人口比率では、北谷町が2.98となっており、これは、北谷町人口100人あたり約3人が在留外国人ということになる。

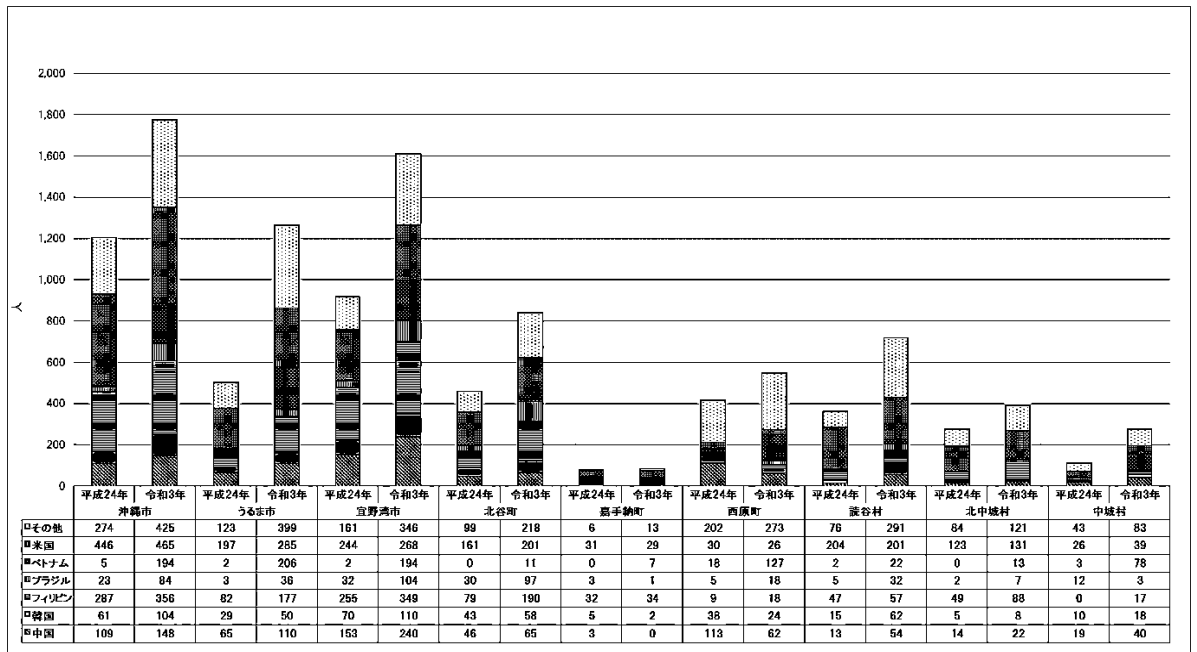
各国別の統計で見ると、人口では、アメリカからの来日が一番多く次いでフィリピンとなっている。増加率についてはベトナムからの来日の増加割合が大きくなっており、次にブラジルと続いている。

在留外国人の最も多い沖縄市における国籍・地域数は56（令和4年10月31日現在（無国籍、不明を除く。））となっている。

図表－6 市町村別在留外国人統計表

【単位：人】

市町村別内訳	総数		中国		韓国		フィリピン		ブラジル		ベトナム		米国		その他		増減率 (R3/H24)	人口比率 (R3年)
	平成24年	令和3年	平成24年	令和3年	平成24年	令和3年	平成24年	令和3年	平成24年	令和3年	平成24年	令和3年	平成24年	令和3年	平成24年	令和3年		
	沖縄市	1,205	1,776	109	148	61	104	287	356	23	84	5	194	446	465	274		
うるま市	501	1,263	65	110	29	50	82	177	3	36	2	206	197	285	123	399	152.1%	1.01%
宜野湾市	917	1,611	153	240	70	110	255	349	32	104	2	194	244	268	161	346	75.7%	1.61%
北谷町	458	840	46	65	43	58	79	190	30	97	0	11	161	201	99	218	83.4%	2.98%
嘉手納町	80	86	3	0	5	2	32	34	3	1	0	7	31	29	6	13	7.5%	0.64%
西原町	415	548	113	62	38	24	9	18	5	18	18	127	30	26	202	273	32.0%	1.57%
読谷村	362	719	13	54	15	62	47	57	5	32	2	22	204	201	76	291	98.6%	1.74%
北中城村	277	390	14	22	5	8	49	88	2	7	0	13	123	131	84	121	40.8%	2.17%
中城村	113	278	19	40	10	18	0	17	12	3	3	78	26	39	43	83	146.0%	1.25%
中部広域圏計	4,328	7,511	536	741	276	436	840	1,286	115	382	32	852	1,462	1,645	1,068	2,169	73.5%	1.43%
南部広域圏計	3,670	7,577	960	1,338	129	584	486	536	80	134	136	1,213	431	462	1,448	3,311	106.5%	1.07%
北部広域圏計	858	1,951	181	230	54	109	109	164	26	65	10	221	176	263	302	899	127.4%	1.52%
沖縄県計	9,404	18,535	1,730	2,461	752	1,243	1,583	2,206	252	642	216	2,622	2,120	2,518	2,247	6,843	97.1%	1.26%



資料：出入国在留管理庁 HP「在留外国人統計統計表」

(5) 労働力の状況

令和2年国勢調査より本圏域の労働力をみると、15歳以上人口（426,369人）のうち就業者は257,305人、完全失業者は16,208人、この両者を合計した労働力人口は273,513人となり、15歳以上人口に占める労働力率は64.2%となっている。平成27年との比較では、中城湾新港地区工業団地への企業誘致やライカム地区の跡利用に伴う雇用機会の拡大等によって就業者数が急増している。

中部広域圏の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は5.9%となり、県全体（5.6%）より高くなっている。市町村別では、嘉手納町が7.5%と最も高く、逆に西原町が5.4%と最も低い。

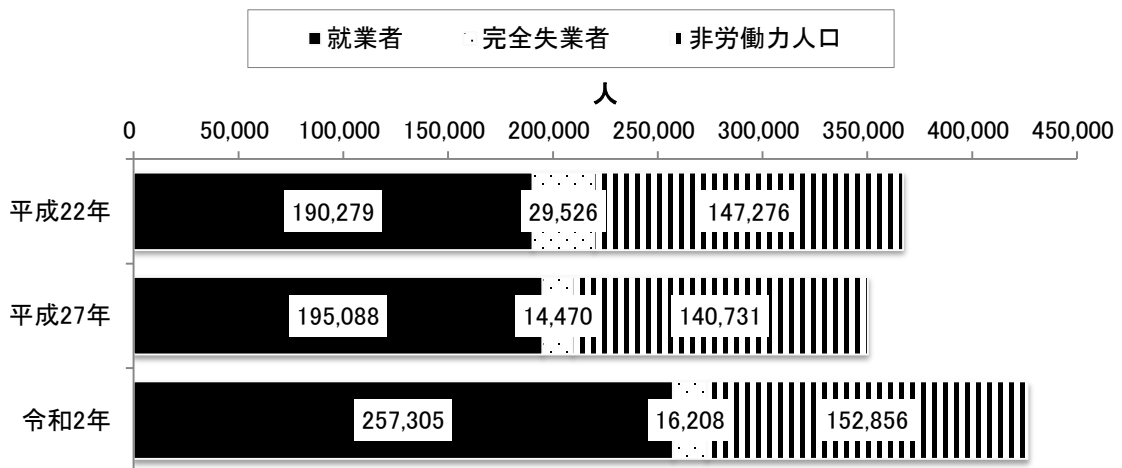
図表－7 労働力人口

単位：人、%

	令和2年						
	15歳以上 人口総数	労働力人口			非労働力 人口	労働力率	完全 失業率
		総数	就業者	完全 失業者			
沖縄市	114,527	74,016	69,508	4,508	40,511	64.6	6.1
宜野湾市	79,417	52,637	49,635	3,002	26,780	66.3	5.7
うるま市	103,729	66,053	62,102	3,951	37,676	63.7	6.0
北谷町	22,740	14,455	13,521	934	8,285	63.6	6.5
嘉手納町	11,135	6,589	6,094	495	4,546	59.2	7.5
西原町	28,865	18,134	17,159	975	10,731	62.8	5.4
読谷村	34,000	21,649	20,432	1,217	12,351	63.7	5.6
北中城村	14,822	8,768	8,200	568	6,054	59.2	6.5
中城村	17,134	11,212	10,654	558	5,922	65.4	5.0
中部広域圏計	426,369	273,513	257,305	16,208	152,856	64.2	5.9
沖縄県計	1,195,862	774,232	730,954	43,278	421,630	64.8	5.6

資料：総務省「国勢調査」

図表－8 労働力人口の推移（中部広域圏）



資料：総務省「国勢調査」

（6）産業別就業人口の推移

令和2年国勢調査より本圏域の産業別就業人口の状況を見ると、第一次産業が4,813人（2.1%）、第二次産業が40,320人（17.3%）、第三次産業が187,410人（80.6%）となっている。中城湾港新港地区への企業誘致などが進展したことから、沖縄県計と比較して第二次産業における就業者数の割合が高くなっている。

図表－9 産業別就業人口の推移

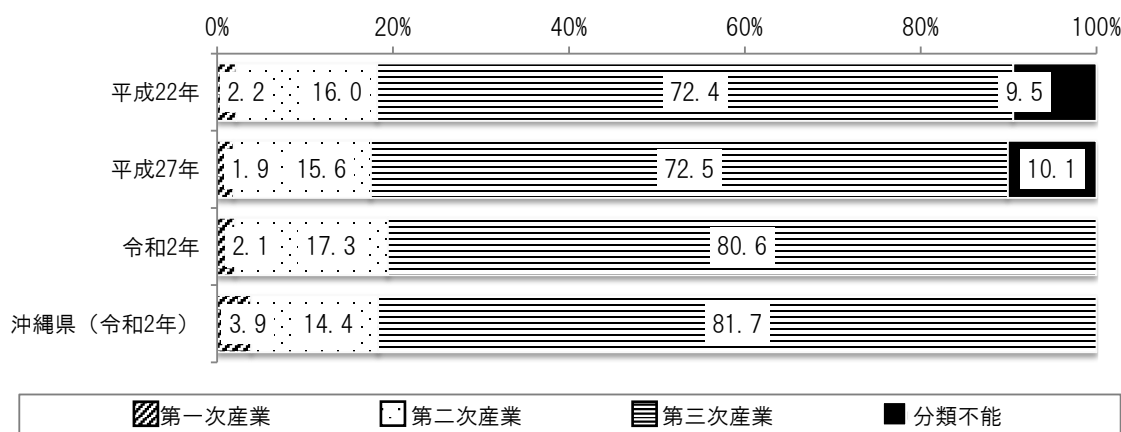
単位：人、%

	平成27年					令和2年			
	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
沖縄市	49,997 100.0	579 1.2	7,294 14.6	36,016 72.0	6,108 12.2	64,050 100.0	858 1.3	10,738 16.8	52,454 81.9
宜野湾市	37,853 100.0	267 0.7	4,964 13.1	28,864 76.3	3,758 9.9	45,640 100.0	360 0.8	6,676 14.6	38,604 84.6
うるま市	45,519 100.0	1,573 3.5	8,247 18.1	30,663 67.4	5,036 11.1	53,652 100.0	2,126 4.0	10,948 20.4	40,578 75.6
北谷町	10,676 100.0	63 0.6	1,408 13.2	8,073 75.6	1,132 10.6	13,267 100.0	85 0.7	1,960 14.8	11,222 84.6
嘉手納町	5,403 100.0	61 1.1	859 15.9	3,936 72.9	547 10.1	5,769 100.0	72 1.3	1,030 17.9	4,667 80.9
西原町	14,556 100.0	264 1.8	2,397 16.5	11,141 76.5	754 5.2	15,345 100.0	292 1.9	2,666 17.4	12,387 80.7
読谷村	16,034 100.0	457 2.9	2,670 16.7	11,444 71.4	1,463 9.1	18,371 100.0	580 3.2	3,376 18.4	14,415 78.5
北中城村	6,249 100.0	100 1.6	950 15.2	4,740 75.9	459 7.4	7,059 100.0	122 1.7	1,163 16.5	5,774 81.8
中城村	8,801 100.0	286 3.3	1,601 18.2	6,573 74.7	341 3.9	9,390 100.0	318 3.4	1,763 18.8	7,309 77.8
中部広域圏計	195,088 100.0	3,650 1.9	30,390 15.6	141,450 72.5	19,598 10.1	232,543 100.0	4,813 2.1	40,320 17.3	187,410 80.6
沖縄県計	589,634 100.0	26,593 4.5	81,508 13.8	433,334 73.5	48,199 8.2	730,954 100.0	28,223 3.9	105,387 14.4	597,344 81.7
沖縄県との比較		0.42	1.13	0.99	1.23	1.00	0.53	1.20	0.99

※令和2年より、分類不能を補完推計して各産業に按分している。

資料：総務省「国勢調査」

図表－10 産業別就業人口構成比の推移（中部広域圏）



※令和2年より、分類不能を補完推計して各産業に按分している。

資料：総務省「国勢調査」

図表-11 令和2年産業（大分類）別就業人口

		単位：人、%									
		沖縄市	宜野湾市	うるま市	北谷町	嘉手納町	西原町	読谷村	北中城村	中城村	中部広域 圏計
総数		64,050	45,640	53,652	13,267	5,769	15,345	18,371	7,059	9,390	232,543
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第一次産業	農業、林業	760	309	1,762	63	67	281	550	111	301	4,204
		1.2%	0.7%	3.3%	0.5%	1.2%	1.8%	3.0%	1.6%	3.2%	1.8%
	漁業	98	51	364	22	5	11	30	11	17	609
		0.2%	0.1%	0.7%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
	第一次産業	858	360	2,126	85	72	292	580	122	318	4,813
	1.3%	0.8%	4.0%	0.6%	1.2%	1.9%	3.2%	1.7%	3.4%	2.1%	
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	8	5	22	5	3	3	8	1	1	56
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	7,344	4,505	7,884	1,369	779	1,601	2,137	830	1,167	27,616
		11.5%	9.9%	14.7%	10.3%	13.5%	10.4%	11.6%	11.8%	12.4%	11.9%
	製造業	3,386	2,166	3,042	586	248	1,062	1,231	332	595	12,648
	5.3%	4.7%	5.7%	4.4%	4.3%	6.9%	6.7%	4.7%	6.3%	5.4%	
第二次産業	10,738	6,676	10,948	1,960	1,030	2,666	3,376	1,163	1,763	40,320	
	16.8%	14.6%	20.4%	14.8%	17.9%	17.4%	18.4%	16.5%	18.8%	17.3%	
第三次産業	電気、ガス、熱供給、水道業	433	366	414	75	30	90	75	46	70	1,599
		0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.4%	0.7%	0.7%	0.7%
	情報通信業	1,363	1,420	822	283	85	377	367	153	242	5,112
		2.1%	3.1%	1.5%	2.1%	1.5%	2.5%	2.0%	2.2%	2.6%	2.2%
	運輸業、郵便業	2,112	2,033	1,959	464	183	730	581	298	371	8,631
		3.3%	4.5%	3.5%	3.5%	3.2%	4.8%	3.2%	4.2%	4.0%	3.7%
	卸売業、小売業	10,349	7,909	7,398	2,045	906	2,537	2,539	1,141	1,393	36,217
		16.2%	17.3%	13.8%	15.4%	15.7%	16.5%	13.8%	16.2%	14.8%	15.6%
	金融業、保険業	1,086	1,017	633	218	72	265	226	95	115	3,727
		1.7%	2.2%	1.2%	1.6%	1.2%	1.7%	1.2%	1.3%	1.2%	1.6%
	不動産業、物品賃貸業	1,496	1,187	801	388	153	304	286	154	176	4,945
		2.3%	2.6%	1.5%	2.9%	2.7%	2.0%	1.6%	2.2%	1.9%	2.1%
	学術研究、専門・技術サービス業	1,823	1,772	1,236	467	132	477	429	244	280	6,860
		2.8%	3.9%	2.3%	3.5%	2.3%	3.1%	2.3%	3.5%	3.0%	2.9%
	宿泊業、飲食サービス業	5,452	3,611	4,357	1,452	562	980	1,926	560	522	19,422
		8.5%	7.9%	8.1%	10.9%	9.7%	6.4%	10.5%	7.9%	5.6%	8.4%
	生活関連サービス業、娯楽業	2,687	1,909	2,276	724	340	507	1,075	306	405	10,229
	4.2%	4.2%	4.2%	5.5%	5.9%	3.3%	5.9%	4.3%	4.3%	4.4%	
教育、学習支援業	3,848	3,365	2,771	769	281	1,114	1,090	418	799	14,455	
	6.0%	7.4%	5.2%	5.8%	4.9%	7.3%	5.9%	5.9%	8.5%	6.2%	
医療、福祉	10,446	6,907	8,894	1,836	771	2,841	2,788	1,117	1,539	37,039	
	16.3%	14.9%	16.6%	13.8%	13.4%	18.5%	15.2%	15.8%	16.4%	15.9%	
複合サービス事業	443	383	407	84	46	133	139	83	93	1,811	
	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.9%	0.8%	1.2%	1.0%	0.8%	
サービス業（他に分類されないもの）	7,584	4,639	6,022	1,765	743	1,304	2,136	784	844	25,821	
	11.8%	10.2%	11.2%	13.3%	12.9%	8.5%	11.6%	11.1%	9.0%	11.1%	
公務（他に分類されるものを除く）	3,332	2,186	2,688	652	363	728	758	375	460	11,542	
	5.2%	4.8%	5.0%	4.9%	6.3%	4.7%	4.1%	5.3%	4.9%	5.0%	
第三次産業	52,454	38,604	40,578	11,222	4,667	12,387	14,415	5,774	7,309	187,410	
	81.9%	84.6%	75.6%	84.6%	80.9%	80.7%	78.5%	81.8%	77.8%	80.6%	

資料：総務省「国勢調査」

第2章 基本構想

第2章 基本構想

1. 中部広域圏が目指すべき将来像

「人と自然と文化をつむぎ 持続的に発展するちゅーぶ」

中部広域圏は、個性豊かな9市町村で構成されており、それぞれ歴史的背景や立地条件、産業構造等が異なる地域です。

中部広域圏の個性豊かな地域特性をすべて「資源」として捉え、それらを有機的に連携させ、「きょうどう」の精神をもとに地域で支え合う、52万人都市圏にふさわしい、人と自然と文化をつむぎ、持続的に発展する中部広域圏を目指します。

2. 分野別将来像

(1) 産業・観光分野 ——個性を活かした持続的に発展するまちづくり——

中部広域圏では、農水産物、歴史、文化、自然環境などの地域資源や地理的特性などを活かし、活力に満ちた経済活動が展開されています。人、地域、企業が交流を図りながら、それぞれの個性を再発見し、活かすことで、未来に向けて持続的に発展する産業の構築を目指します。

中部広域圏は、世界遺産である中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡をはじめとした歴史的文化資源や織物、やちむん等の伝統工芸の盛んな地域であるとともに、伝統文化と異文化が融合した独自の文化が醸成されている地域、各種スポーツイベント及びプロ・アマ問わないスポーツキャンプが盛んな地域でもあり、また、アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るための情報通信産業振興地域であるほか、産業支援港湾である中城湾港新港地区を擁しています。

このような、各地域の資源を面としてとらえ、専門的知見を有効活用するとともに、市町村と連携した取り組みを推進することで、域外需要を取り込み、雇用の受け皿である地域産業の活性化につなげ、経済発展の好循環を図ります。

(2) 福祉・医療分野 ——健やかに活動し暮らしやすいまちづくり——

暮らしの中で育まれてきたユイマール等の相互扶助の心を大切にしながら、年齢や障がいの有無、経済状況、国籍等にかかわらず、すべての人がつながることで、健康でいきいきと活動し、それぞれの能力と個性を活かしながら誰もが地域の中で暮らしやすい社会の実現を目指します。

貧困の連鎖を断ち切る総合的な取組推進を教育機関とも連携してすべての子どもたちが、夢や希望を持って健やかに成長し、未来に輝ける社会の構築を推進します。

平成 27 年 3 月に返還された西普天間住宅地区跡地においては、「沖縄健康医療拠点」の形成に向けた取り組みが進められています。国など関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同大学病院の移設を核とした拠点形成に連携して取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症予防・防疫及び環境の変化の対応について、関係機関と連絡調整を行い、体制構築を図ります。

(3) 環境分野 ——人と環境に優しいまちづくり——

亜熱帯性気候に育まれた豊かな自然を将来世代につなげるため、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用や、社会生活における資源の循環、人と環境に優しいまちづくりを推進するとともに、2050 年脱炭素社会の実現を見据え、本圏域に適したクリーンエネルギーの導入拡大や、脱炭素化に向けた取り組みを関係市町村が連携して促進を図ります。

(4) 交通分野 ——誰もが快適に行き交うまちづくり——

中部広域圏内外の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の解消に向けて、インターチェンジの整備を促進するなど、体系的な幹線道路網の構築を図ります。

また、鉄軌道を含む新たな交通システムの導入や関係市町村と連携した広域的な公共交通の確保を促進します。

(5) 人材育成・教育分野 ——いつでも誰でも学べるまちづくり——

生まれ育った地域や社会のつながりを大切にす豊かな心を持った人づくりや、子どもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な「生きる力」の育成、グローバル化やデジタル化が急速に進展する中であって、「少子高齢化社会」「人生 100 年時代」を見据えた、誰もが多様な能力を育める環境づくりに取り組み、力強く未来を拓く人づくりを目指します。

(6) 防災分野 ——安全・安心なまちづくり——

地域の安全対策や、社会基盤等の防災・減災・免災対策を講じるとともに、震災や気候変動等による人的・物的な被害を最小限に抑え込む危機管理体制を構築するとともに、あらゆるリスクから観光客を含め住民の生命や財産を守る安全・安心なまちを目指します。

(7) 基地対策分野 ——基地派生問題の早期解決——

「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にかかる施設配置計画と早期返還への対応に取り組むとともに、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音、環境問題等の諸問題や、不発弾対策、所有者不明土地問題など、今もなお残された戦後処理問題については、関係市町村が連携して、国の責任による早期の解決促進を図ります。

また、日米地位協定の抜本的見直し等について、関係機関と連携し、日米両政府へ求めます。

3. 広域行政のあり方と今後の取り組み

本基本構想は、「中部広域圏が目指すべき将来像」の実現に向けて関係市町村及び広域事務組合が連携して取り組むまちづくりの指針として策定しました。

各分野において、DX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みを促進するとともに、効率的・効果的な広域的行政サービスの提供が行われるよう関係市町村及び関係団体と連携した取り組みを推進します。

具体的な事務・事業については、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症による影響はもとより、その時々¹の社会経済情勢や財源の状況などを踏まえつつ、関係市町村との協議により検討していきます。

中部広域圏において顕在化する様々な行政課題について、ともに克服し、持続的に発展する「ちゅーぶ」の実現に向けて中部広域圏一体となって取り組んでいきます。

第3章 基本計画

第3章 基本計画

1 ふるさと市町村圏基金を活用した事業

当事業では、平成元年度に関係市町村の出資金及び県の助成金から創設された「ふるさと市町村圏基金」の運用益を活用した地域振興整備事業を実施しています。現在、運用益の減少がある中で、より効果的かつ効率的な事業になるよう検討しながら進めてまいります。

ア 広域交流事業

(1) 経緯

本事業は、本組合と山形県最上広域市町村圏事務組合との広域間姉妹提携(昭和63年度)を契機に、両圏域の児童生徒の相互の交流体験を通じ、将来を担う人材の育成を図ることを目的に平成元年度から実施している「中部広域圏児童の派遣交流事業」、「最上広域圏児童の受入交流事業」が主な事業である。これらの事業により、これまで4,080人(令和元年度現在)の児童・生徒の派遣・受け入れを行っている。(生徒【中学生】の交流事業は平成元年度～平成7年度の間実施)

令和2～3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、同事業については実施できなかった。そのため、両圏域の児童をオンラインで結び交流することで、互いの地域を理解することを目的としたオンライン交流事業を実施した。令和4年度は、代替事業として石垣市に中部広域圏児童を派遣し、圏域内の児童交流を実施した。

(2) 現状と課題

最上広域圏児童の受入交流事業では、最上広域圏から派遣される約40人の児童を受け入れし、圏域内外の観光文化施設の見学や学校交流・ビーチ交流など圏域内児童との交流活動等を行っている。

また、中部広域圏児童の派遣交流事業では、約70人の児童を派遣し、雪国の生活体験や最上広域圏児童等との交流活動を行っている。

本事業を通じた新たな体験等が、児童の成長の一助になるとともに、単独で交流事業の実施が難しい関係市町村にとっては特に有用な取り組みとなっている。

今後は、直接的な交流事業だけでなく、これからの情勢に対応した“新たな時代”の交流の在り方について検討する必要がある。

(3) 今後の方針

現在、本事業にて実施している二つの事業において、「21世紀の中部広域を担う夢と希望のある児童を育成する」という趣旨を達成するため、関係する行政機関との円滑な実施環境・体制の整備を行い、中部広域圏内の児童及び生徒が、異文化の体験や交流を通じて心

身の成長が図れるよう取り組むとともに、オンライン技術等を含む新たな交流についても検討する。

(4) 施策

- ①最上広域圏児童の受入交流事業
- ②中部広域圏児童の派遣交流事業

イ 広域文化事業

(1) 経緯

本事業では、昭和 58 年度（当組合前進の中部広域市町村圏協議会含む。）から平成 2 年度に「ピースフルラブ・ロックフェスティバル」や平成 6 年度に「キジムナーフェスタ」を実施してきた。現在は主に「島クトゥバし語やびら大会」の支援を実施している。

「ピースフルラブ・ロックフェスティバル」においては、昭和 62 年 10 月に全国モデル定住圏推進協議会会長賞を受賞し、また、「キジムナーフェスタ」においては、世界各国からの劇団、国内からは招待以外の自主参加劇団を含め、数多くの公演を関係市町村それぞれの会場で開催し、好評を博した。

「島クトゥバし語やびら大会」においては、先人たちが生活の中で使われてきた「島クトゥバ」を地域の無形文化財として再確認し、継承発展を図るとともに、中部地区婦人連合会会員相互の親睦と和を培いながら「島クトゥバ」の良さを学ぶことを目的に開催しており、本組合では平成 2 年度から支援を行っている。同事業は、毎年、継続的に実施しており令和 4 年度で 32 回目の開催となっている。

また、本組合創立 25 周年を契機に中部広域圏の鮮明な地域イメージ向上を目的に開催した「地域間連携シンポジウム」では、中部広域圏の一体性を高めるためには何が求められるのかを議論し、中部広域圏住民と行政・各団体が一丸となって地域を盛り上げる方策を話し合う場とした。併せて実施された愛称公募においては、「ちゅーぶ」が選ばれた。

(2) 現状と課題

中部地区婦人連合会が主催、運営する「島クトゥバし語やびら大会」に関しては、自主的・主体的な活動となっており、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画においても若い世代への伝統文化等の普及・継承が重要視される中、本組合が支援する「島クトゥバし語やびら大会」においても、若い世代への普及・継承が課題となっている。

また、中部広域圏に対する愛着や一体感の醸成に向けて取り組むために、中部広域圏を表現する愛称として「ちゅーぶ」が選ばれた。組合では、事業名等に「ちゅーぶ」の名称を活用し広く普及に取り組んでいる。

(3) 今後の方針

若い世代の島クトゥバに接する機会創出や関係市町村連携の仕組みも取り入れながら、島クトゥバの普及、継承発展が図れるよう、引き続き、中部地区婦人連合会等が主体的に開催する事業を支援する。

また、中部一体となった取り組みを推進する。関係市町村の一体感の醸成や様々な地域資源の連携に取り組む。

(4) 施策

①島クトゥバし語やびら大会補助事業

ウ 広域スポーツ事業

(1) 経緯

本事業では、「おきなわマラソン」や「中部トリムマラソン」に対する補助事業を実施してきた。

「おきなわマラソン」は、競技力の向上及び沖縄県のスポーツ振興、観光立県を掲げる本県の経済振興に大きく寄与することを目的に平成4年度にスタートした。沖縄陸上競技協会や県内メディアなどの連携で実行委員会形式にて運営を行い、開催回数は令和元年度までに28回を数えた。これまで本組合にて運営支援を含め事務局の管理運営を行ってきたが、平成29年度には本組合より主催団体である琉球新報社へ事務局移管した。

「中部トリムマラソン」は、県民の体力づくりと生涯スポーツの振興を図るとともに関係市町村の活性化を図るために平成2年度にスタートした。これまでの開催回数は令和元年度までで29回を数える。しかしながら、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、令和3年度から今後の大会運営の在り方について協議していくなかで、所期の目的が概ね達成されたものとして同大会は終了した。

(2) 現状と課題

「おきなわマラソン」は、3市村にまたがる日本陸上競技連盟公認のコースを設定し開催しており、近年は約14,000人～17,000人の参加者で推移している。健康志向の高まりなどを背景にしたランニング人気や県内外で経済波及効果を狙ったマラソン大会の開催も増加していることから、県外及び海外からの参加者が増加傾向にある。中部の一大イベント観光振興、地域活性化振興に寄与している。そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期を余儀なくされており、今後の再開に向けた体制立て直しが課題となっている。

平成26年度の第23回大会からは関係市町村の飲食店（関係市町村特産品ブースを含む）を集めた「ちゅーぶクワッチーフESTA」を同時開催し、中部広域圏のバラエティー豊かな食の魅力の情報発信に取り組んでいる。しかし、県外の大規模なフルマラソン大会と「おきなわマラソン」の開催日前後と重なる状況もあり、今後はさらなる国外・県内外の新たな参加者やリピーター確保の取組みが必要である。

また、スポーツと観光（ツーリズム）を融合させる取組み、中部広域圏全体の活性化を図っていく必要がある。

(3) 今後の方針

おきなわマラソンにおいて、引続き競技力の向上とスポーツ振興に寄与するとともに、県内はもとより、県外、海外からの参加者を増やす仕組みづくりについて検討するとともに、ポストコロナを見据えた安全・安心で質の高い、安定的な大会運営について取り組んでいく。

また、中部広域圏にはこのほかにも豊富なスポーツ資源が存在することから、「スポーツと観光（ツーリズム）」が融合した魅力あるスポーツ資源を最大限に活用できる取組みを関係市町村と検討していく。

(4) 施策

①おきなわマラソン補助事業

エ 広域観光開発事業

(1) 経緯

平成 27 年度「広域化事務調査委員会（構成員：副市町村長）」の下に広域観光及びイベント誘致に関する専門部会が設置された。当該部会では関係市町村を PR する観光ガイドブック制作や広域的に行う観光施策、中城湾港へのクルーズ船寄港時の取組みについて調査研究を行った。その調査研究において、観光ガイドブック「ちゅーぶの食と遊『遊ちゅーぶ』」を作成し、関係市町村の PR に取り組んだ。

また、中部広域ウェブサイト運営事業では平成 19 年度に、生活者参加型 WEB サイト『mainichichubu』を立ち上げ、平成 23 年度には中部広域ウェブサイト『まいにちちゅーぶ』としてリニューアルし、関係市町村の情報ポータルサイトとして本組合及び関係市町村の情報発信を行ってきた。平成 25 年度には愛称「ちゅーぶ」を取り入れ、「まいにちちゅーぶ」に改称した。民間事業者等のポータルサイト、SNS 等の普及により、当サイトのポータルサイトとして一定の役割を果たしたものとして、令和 4 年度に組合の情報発信をメインにしたホームページにリニューアルした。

その他、これまでに、緊急雇用創出事業として県の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し「ちゅーぶ広域観光人材育成事業」及び「ちゅーぶ広域スポーツ観光人材育成事業」を実施して、人材育成を行った。

(2) 現状と課題

「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅーぶ』」においては、当初、イベント、店舗情報を中心に情報発信を行ってきたが、民間事業者等のポータルサイト及び SNS 等の普及により、一定の役割を終えた。今後、広域観光の情報発信のあり方について、SNS との連動や、多言語化に対応した情報発信等、関係市町村と検討する必要がある。

また、これまでに観光ガイドブックの作成、講演会の実施等に取り組んできたが、関係市町村の有機的な連携が十分でない状況がある。ポストコロナを見据えた新たな観光について、関係市町村の課題を共有し、調査研究して観光連携の共同処理の可能性を含め引き続き協議する必要がある。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により、中城湾港にクルーズ船寄港がない状況が続いており、令和 3 年度からクルーズ係が休止となったため、クルーズ受入については当事業に引継がれた。本格的なクルーズ船寄港再開に向けて中城湾港におけるクルーズ船受入のあり方を関係市町村と協議する必要がある。

(3) 今後の方針

中部広域圏における広域観光の有機的な連携について、共同処理の可能性も含めて関係市町村とともに調査研究に取り組む。

クルーズ船の寄港が本格化するまで、中城湾港に寄港するクルーズ船の受入及び各種会議に参加し、クルーズ船再開に向けての情報収集を実施するほか、クルーズ船受入のあり方について関係市町村と協議する。

(4) 施策

- ①広域観光連携事業
- ②クルーズ船受入事業（本格的にクルーズ船寄港するまでの間）

オ 広域物産展事業

(1) 経緯

本事業では、平成元年度から山形県最上広域市町村圏事務組合との広域間姉妹提携をきっかけに、平成2年度から「もがみ大産業まつり出展事業」を実施している。

「もがみ大産業まつり出展事業」は、山形県最上広域圏との広域間姉妹提携の関連事業として、中部広域圏内の物産品・民芸品を広く最上広域圏住民に紹介し、販路の開拓及び地場産業の振興に寄与するとともに、両圏域の人的・物的交流を促進することを目的に実施している。併せて、山形県最上広域圏特産品を関係市町村が開催する産業まつりへの出店の受入も実施し、両圏域の物的交流を促進している。

平成26年度から始まった、「ちゅーぶ広域産業まつり」は関係市町村商工会及び商工会議所の青年部が開催するちゅーぶ広域産業まつりを支援することで、民間事業者の連携・交流及び中部広域圏全体の産業活性化の促進に寄与している。

(2) 現状と課題

毎年10月に実施される「もがみ大産業まつり」は、来場者約15万人規模のイベントとなっており、中部広域圏内から黒糖、泡盛、蜂蜜、健康食品等の特産品の試食販売及び沖縄料理の実演販売を実施しており、好評を得ている。また、関係市町村が開催する産業まつりへ最上広域圏特産品を出店・実売する受入事業においては、当産業まつりでの目玉となり好評を得ている。しかし、事業者間の自発的な物産交流の取り組みまでには至っておらず課題がある。

「ちゅーぶ広域産業まつり」においては、開催場所について、関係市町村の会場持ち回りにて開催することで、それぞれの特色を生かした産業まつりとなっており年々出展事業者及び来場者についても増加傾向である。今後、自立的運営が課題となっている。

(3) 今後の方針

関係市町村の特産品などの「もがみ大産業まつり出展事業」を継続し新たな販路開拓に向けて取り組む。また、関係市町村と連携し、民間のノウハウを活用した物産交流を推進する。

(4) 施策

- ①もがみ大産業まつり出展事業
- ②産業まつり受入事業
- ③ちゅーぶ広域産業まつり開催支援事業

カ 地域イベント助成事業

(1) 経緯

本事業では、これまで、「地域イベント助成事業（平成2年ふるさと市町村圏計画にて）」や「地域間連携・交流イベント助成事業（平成20・21年度）」を実施してきた。

平成24年度から「地域間連携・交流イベント助成事業」として、関係市町村がより総合的かつ一体的な振興発展を図り、広域的な地域づくりの推進に寄与することを目的に、中部圏域内の団体等が連携・交流を行うイベントに助成を実施している。

(2) 現状と課題

本事業において、平成24年度は2事業のみであったが、平成25年度以降、例年8事業程度が10年間に70件において本事業を活用したイベントが開催されている。

これまで事業全体の累計で約6,000名が参加している。食やエンターテインメント、地元の名所、伝統文化ならびに工芸品など中部地域に関連するコンテンツを活用したイベントで地域間の連携・交流を図ることに寄与している。引続き、関係市町村全てが活用できるようイベントの掘り起こしや実施団体への情報提供に取り組むとともに、財源の確保に努めるため、今後の事業継続の在り方について検討する必要がある。

(3) 今後の方針

広域的な地域づくり及び交流の推進に寄与するイベントに引続き支援して更なる中部広域圏の一体性を高め、広域的な地域づくりの推進を図るとともに、より多くの人たちに参加してもらうことで、中部広域圏の活性化に取り組む。

また、本事業に対する情報提供を強化し、すべての関係市町村及び多くの団体が活用できる取り組みを促進する。

(4) 施策

①地域間連携・交流イベント助成事業

キ 広域研修事業

(1) 経緯

本組合では、関係市町村の議員や職員の連帯意識の醸成と広域的調整の円滑化、職員の資質向上を図るため、各種研修の実施に取り組んでいる。

平成3年3月に「ゆがふう塾設置規則」を制定し、関係市町村職員を対象に講座等を開催し、人材育成事業を行ってきた。平成9年度に設置規則を改正し、カリキュラムを見直し、地方自治の発展に資することを目的に「ゆがふう塾」市町村職員研修事業を実施している。

また、中部広域市町村圏事務組合理事・議員研修事業や幹事会研修事業を実施している。

そのほかこれまでに、政策形成能力を高めるため、平成18年度から平成25年度まで「政策形成上級研修事業」、平成26年度から平成28年度までは北部・中部・南部合同、平成29年度、平成30年度は中部・南部合同による「自治体職員政策形成セミナー」として実施してきた。

(2) 現状と課題

「ゆがふう塾」市町村職員研修事業は令和4年度で24期を迎え、443名の修了生を輩出している。

修了生については、本事業で培ったネットワークなどを活かし、様々な分野で政策形成能力を発揮している。昨今、通常業務の業務過多等の理由から塾生の確保が困難になってきており課題となっている。

理事・議員研修事業では、広域的な課題に対する講演や広域的取り組みの視察研究等をとおして、関係市町村長及び本組合議会議員の連帯意識の醸成に効果をあげている。

(3) 今後の方針

「ゆがふう塾」市町村職員研修事業では、関係市町村職員の資質向上を図るため、地域課題を発見し、解決するための手法を身につけるための研修カリキュラムを構築するとともに、関係市町村職員の交流機会の創出に資する研修を実施し、テーマ市町村の政策に反映できるような提案に結び付けられるように取り組む。

中部広域市町村圏事務組合理事・議員研修事業では、連帯意識の醸成や交流機会の創出に資する研修を実施する。

(4) 施策

- ①「ゆがふう塾」市町村職員研修事業
- ②中部広域市町村圏事務組合理事・議員研修事業

ク 地域づくり支援事業

(1) 経緯

本事業は、第2次ふるさと市町村圏計画(実施期間：平成2年度～平成11年度)から実施し、中部広域圏住民の自主参加による地域づくりを喚起し、地域活性化を図ることを目的に、地域における特徴的な地域づくり活動をしている団体等を支援し助成している。

第2次ふるさと市町村圏計画期間中には「中部広域大植木市」、第3次ふるさと市町村圏計画(実施期間：平成14年度～平成23年度)期間中には、「花と緑の学校コンクール」を実施した。平成25年度からは緑化推進に対する意欲を高め、生活に潤いとやすらぎをもたらす快適な緑化環境作りに寄与することを目的に「花と緑のまちづくりコンクール事業」を実施している。

また、そのほかにも関係市町村が連携し、振興発展を図るため、圏域内の団体等の取り組みに対する支援も実施しており、中部広域圏の活性化に寄与している。

(2) 現状と課題

平成25年度から実施している「花と緑のまちづくりコンクール補助事業」は令和3年度で9回を数え、生活に潤いとやすらぎをもたらす快適な緑化環境づくりに寄与している。緑化活動等による心やすらぐ景観づくりは、生活環境の向上のみならず観光振興にも欠かせない視点であり、快適な緑化環境作りと観光振興の視点による取り組みも含め、広域的に連携した取り組みを促すことが課題である。また、関係市町村が連携し、振興発展を図るため、中部圏域内の団体等の支援の在り方についてもより地域に還元できる取り組みを検討していく必要がある。

(3) 今後の方針

「花と緑のまちづくりコンクール事業」への支援を通して、快適な緑化環境作りと観光振興の視点による取り組みも含め、関係市町村と連携し主体的に緑化推進を行う団体等への活動を支援する。その他、中部広域圏住民の主体的で特徴的な活動を行っている団体を支援して、中部広域圏の更なる活性化に寄与する。

(4) 施策

- ①花と緑のまちづくりコンクール補助事業
- ②地域間連携・交流イベント助成事業(再掲)
- ③中部広域産業まつり開催支援事業(再掲)
- ④おきなわマラソン大会事業(再掲)
- ⑤島クトゥバし語やびら大会補助事業(再掲)

2 調査研究に関する事務

ア 広域的な行政課題に関すること

(1) 経緯

中部広域圏では平成元年9月、自治省（現総務省）の推進する「ふるさと市町村圏」に選定され、都道府県知事が関係市町村と協議のもと、中部広域市町村圏事務組合（複合的一部事務組合）が設立された。

しかし、国の広域行政圏施策については、当初の役割を終えたものとして平成21年度に廃止となり、これまでの「中部広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画」の実施期間が終了したことから、関係市町村の協議において、新たに「中部広域計画」の策定を行い、関係市町村が抱える広域的な行政課題の解決に向けた体制整備に取り組むこととなった。

(2) 現状と課題

少子高齢化社会の到来や地方分権の進展、国や県からの事務の権限委譲など行政需要の複雑化・多様化が進んでおり、今後は個々の自治体だけでフルセットの住民サービスの提供を行うことが難しい状況が予想される。

本組合においても、関係市町村における事務の共同処理を行う特別地方自治体としてのニーズが高まっていることから、市町村の区域を越える広域的な行政需要への対応や広域的な行政課題の解決に向けて取り組む必要がある。

(3) 今後の方針

関係する市町村に共通する、或いは複数の市町村に共通する事務の共同処理も含め、関係市町村との協議において、事務の共同処理に関する調査検討を行う。また、本組合において広域的な行政課題の調査研究を行いつつ、関係する市町村に対し、本組合の事務事業に関すること、一部事務組合の制度や広域的に取り組むことの有効性等について周知を行う。

(4) 施策

①広域的な行政課題の調査研究に関すること

イ 広域にわたる振興発展に関すること

(1) 経緯

地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることにより、地方拠点都市地域の一体的な整備の促進を図ることを目的に平成 19 年度に中部地方拠点都市地域基本計画が策定された。

その中で、中部広域市町村圏の地域特性を生かした適切な機能分担に基づく地域の一体的な機能整備に努めるため 6 ゾーンに分けている。また、都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等、居住環境整備を図るための事業を重点的に実施すべき 6 地区を拠点地区として広域にわたる振興発展に取り組んでいる。

平成 30 年度から、中部圏域における公共交通の現状や課題を認識し、併せて、名護と那覇を結ぶ鉄軌道による骨格軸とフィーダー（支線）交通とが連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた公共交通の有機的連携による移動利便性の向上、交通の円滑化を図るため、県及び関係市町村と検討を実施している。

(2) 現状と課題

中部地方拠点都市地域基本計画について、現在は基本計画指定された地域の主要事業の進捗状況及び拠点都市地域の整備効果を調査して県に報告を実施している。

また、中部市町村連携交通会議では、広域公共交通ネットワークに向けて、課題を共有し意見交換することで、各市町村の現状や連携に向けての方向性について検討することができている。また、コミュニティバスの乗り換えの在り方など情報共有することで、市町村間をまたぐ公共交通の実現に向けて取り組んでいる。

現在、公共交通の充実に向けた取組について結節点となるハブの設置、市町村間のコミュニティバスの接続等の必要性を認識しているものの、実現に向けた合意形成までは至っていない。

(3) 今後の方針

中部地方拠点都市地域基本計画について引続き進捗状況及び整備効果について調査及び報告していく。

また、中部市町村連携交通会議について広域公共交通の導入に向けた整備計画の策定の可能性を検討していくとともに、公共交通の充実に向けて関係機関と連携して実施していく。

(4) 施策

- ①中部地方拠点都市地域基本計画に関すること
- ②中部市町村連携交通会議に関すること

3 社会福祉法に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務

(1) 経緯

社会福祉法人の指導監査については、第4次中部広域計画の策定に伴い実施した関係市町村へのアンケート調査（新たな事務の共同処理について）を行った際、平成25年度から一般市に権限移譲される「社会福祉法人の所管庁に関する事務、設立認可、定款変更、改善命令等」について事務の共同処理を検討していただきたい旨の提案があったことから、広域化事務等調査委員会のもと、関係市の担当者による専門部会を設置し協議を行った。

専門部会では、認可等の事務（市で実施）と指導監査に関する事務を分離することで、より中立・公平な指導監査が行えることや、3市に立地する社会福祉法人に対し平準化した指導監査が可能となること、職員の高い専門性が求められる等の理由から、社会福祉法人の指導監査に関する事務について共同処理を行うことが望ましいとの結論に至った。

その後、専門部会の検討結果に基づき、広域化事務等調査委員会、幹事会及び理事会において共同処理を行うことが承認・決定され、平成25年4月1日より沖縄市、うるま市、宜野湾市の事務の共同処理として本組合で実施することとなった。

(2) 現状と課題

社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、継続的な関係市（所轄庁）との連携及び情報共有が必要である。

(3) 今後の方針

- ・ 関係市及び法人が運営する施設等の指導監査を所管する県との連携強化を図る。また、権限等について、関係市との調整及び整理を行う。
- ・ 職員の指導監査における知識を深め、法人への指導に際しては公正不偏かつ懇切丁寧に行うとともに、指導の内容に関する認識を共有できるよう努める。

(4) 施策

- ① 社会福祉法人の指導監査に関する事務

4 クルーズ船の受入に関する事務

(1) 経緯

近年の沖縄県へのクルーズ船寄港の高まりを受け、平成 27 年 10 月 19 日中部広域正副理事長会（沖縄市、北谷町、北中城村）において中城湾港クルーズ船誘致について、平成 28 年 1 月 20 日の第 3 回本組合理事会にて中城湾港におけるクルーズ船客の受入及び観光誘客活動に関する事務を沖縄市、うるま市、北中城村の 2 市 1 村にて共同処理することが承認された。平成 28 年 8 月には、北谷町、中城村が加わり、現在 2 市 1 町 2 村にて当該事務に取り組んでいる。

寄港回数については、平成 30 年は 28 回、令和元年は 21 回となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年は 2 回、令和 3 年からは皆減となっている。その影響により、本事務についても本格的なクルーズ船寄港の再開が始まるまでは事務を休止することとなった。また、休止期間においては、ふるさと市町村圏基金を活用してクルーズ船が寄港した場合は受入を実施することとしている。

(2) 現状と課題

平成 29 年 7 月には大型クルーズ船寄港に対応できる岸壁の整備が行われ、現在、最大 16 万トンクラスのクルーズ船受入が可能となったが、貨物船との併用であり、現状、クルーズ船専用バース（船舶を係留できる施設を施した所定の停泊場所）の整備が課題である。また、常設の観光案内所や外貨両替所、Wi-Fi 環境、CIQ（税関、入出庫区管理、検疫）等がないことが課題として挙げられる。

ソフト面の課題として、関係市町村の観光関連施設への周遊ルートの設定など、連携した効果的な誘客の取り組みが求められている。

(3) 今後の方針

中城湾港は最大 16 万トン級のクルーズ船の受入が可能となったことから、シャトルバスの運行等を行い、クルーズ船客を安全で快適に受入できる環境づくりに取り組む。併せて、クルーズ船寄港時におけるシャトルバスの運行や地元の歓迎ムードを盛り上げるため県、市町村及び関係団体との連携について検討する。

現在の 2 市 1 町 2 村（沖縄市、うるま市、北中城村、北谷町、中城村）以外の市町村も含め本事務の再開を見越したクルーズ船受入体制の構築を検討するとともに、令和 5 年 3 月より国際線クルーズ船の受入再開がされるなか、中城湾港への受入も今後想定されることから、クルーズ船受入に係る在り方について、広域観光の一環として関係市町村と連携して取り組む。

また、関係市町村の観光関連施設等が連携した環境づくりに取り組むとともに、船会社、旅行会社へのセールス活動を推進する。

(4) 施策

①クルーズ船の受入に関する事務

5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務

(1) 経緯

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の指導監査は、本来市町村が実施する事務となっているが、専門職員の配置、ノウハウの蓄積、平準化した指導監査が可能となり、行政効率の高い事務の執行が期待できることから、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村（以下「構成市町村」という。）における当該事務を、平成 29 年度より本組合にて共同処理を開始した。

特定教育・保育施設等の指導監査は、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「確認監査」という。）と、児童福祉法に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）があり、確認監査は概ね 3 年に 1 回程度、施設監査は年 1 回実施することとしている。

(2) 現状と課題

当該事務を開始した平成 29 年度から令和 4 年度にかけて、構成市町村における特定教育・保育施設等の件数が 100 件近く増加し、今後も微増していくことが想定されるため、当初の計画において確認監査は概ね 3 年に 1 回程度実施することとしていたが、現状の体制ではその実現が厳しい状況にある。

そのことから、今後、指導監査の効果的・効率的な実施方策を検討する必要がある。

(3) 今後の方針

当該事務の実績や専門的知識等を積み上げ、引き続き、構成市町村との関係構築及び連携強化を図るとともに、特定教育・保育施設等との信頼関係を築きながら、指導監査が公平不偏かつ懇切丁寧に行われ、効果的・効率的で適切な指導監査が行われるよう取り組む。

(4) 施策

- ①子ども子育て支援法に基づく指導監査（確認監査）に関する事務
- ②児童福祉法に基づく指導監査（施設監査）に関する事務

6 障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務

(1) 経緯

障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査の共同処理については、各市町村において、自立支援給付対象サービスの質の確保、自立支援給付の適正化及び行政職員の専門性の確保を図ることが課題となっており、平成 27 年の広域化事務調査委員会にて本事業の事前検討会を設置し、平成 30 年度に具体提な共同処理に向けて議論することが決定された。

令和元年度から令和 2 年度の 2 カ年間、専門部会の下にワーキングチームを設置し、共同処理で実施すべき指導の内容等について調査研究を行い、専門部会の検討結果に基づき、広域化事務等調査委員会、幹事会及び理事会において共同処理を行うことが承認・決定され、令和 3 年 4 月 1 日より沖縄市、うるま市、宜野湾市、西原町、北谷町、嘉手納町、読谷村、北中城村、中城村の事務の共同処理として本組合で実施することとなった。

(2) 現状と課題

令和 3 年 4 月 1 日より、本組合で新たに共同処理を行う事務である。

本業務の円滑な実施に向けては、関係市町村及び障害福祉サービス事業者の指定権者である県との綿密な連携が必要である。

(3) 今後の方針

関係市町村及び県と連携体制の強化を図るとともに、本組合における専門性の向上やノウハウの構築により、行政効率の高い事務執行を行う。

(4) 施策

- ①障害福祉サービス事業者の指導及び実地検査に関する事務

7 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

(1) 経緯

特定子ども・子育て支援施設等の指導監査については、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施されたことを受け、特定子ども・子育て支援施設等において、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を行う必要があるが、各市町村では専門性を持つ職員の確保及び継続が難しいこと、一方、共同処理することで行政効率の高い事務の執行が可能になることから、令和2年度の広域化事務調査委員会にて本事業の事前検討会を設置し、令和4年度ではより具体的に共同処理に向けて議論することが決定された。

令和4年度、専門部会の下にワーキングチームを設置し、共同処理で実施すべき指導の内容等について調査研究を行い、専門部会の検討結果に基づき、広域化事務等調査委員会、幹事会及び理事会において共同処理を行うことが承認・決定され、令和5年4月1日より沖縄市、うるま市、宜野湾市、西原町、北谷町、嘉手納町、北中城村、中城村の事務の共同処理として本組合で実施することとなった。

(2) 現状と課題

令和5年4月1日より、本組合で新たに共同処理を行う事務である。

本業務の円滑な実施に向けて、関係市町村及び立入調査を行う県との綿密な連携が必要である。

また、令和6年9月30日に幼児教育・保育無償化の経過措置期間が終了することが想定されることから、今後、指導監査の効果的・効率的な実施方策を検討する必要がある。

(3) 今後の方針

特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準の規定について集団指導・実地指導により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

また、関係市町村及び県と連携体制の強化を図るとともに、本組合における専門性の向上やノウハウの構築により、行政効率の高い事務執行を行う。

(4) 施策

- ①特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

參考資料

参考資料

1 中部広域市町村圏事務組合の沿革

昭和 56 年 04 月	中部広域市町村圏協議会発足（10 市町村）
昭和 60 年 12 月	自治省より地域経済活性化対策地域指定を受ける
昭和 62 年 10 月	ピースフルラブ・ロックフェスティバルが優良イベントとして、 全国モデル定住圏推進協議会会長賞を受賞
昭和 63 年 07 月	山形県最上広域市町村圏事務組合と広域間姉妹提携締結
平成 01 年 06 月	自治省より「ふるさと市町村圏」の指定を受ける
平成 01 年 07 月	自治大臣より優良広域圏として自治大臣賞を受ける
平成 01 年 09 月 30 日	「ふるさと市町村圏」の指定に伴い協議会を廃止
平成 01 年 11 月 01 日	複合的一部事務組合発足・・・特別地方公共団体となる
平成 02 年度	自治省の新地域経済活性化対策地域の指定を受ける
平成 03 年 04 月 01 日	宜野湾市、西原町が中部広域圏に加入し、構成 12 市町村となる
平成 05 年 03 月 07 日	第 1 回おきなわマラソンを開催
平成 06 年 01 月 01 日	与那城村が町政へ移行
平成 07 年度	自治省の経済基盤強化対策地域の指定を受ける
平成 07 年 03 月 24 日	沖縄県知事より「中部地方拠点都市地域」の地域指定を受け る
平成 08 年 03 月 25 日	沖縄県知事より「中部地方拠点都市地域」の基本計画の承認
平成 10 年 04 月	中部広域圏 10 周年記念事業「ゆがふう塾」開塾
平成 10 年 10 月	「全国ふるさと市町村圏シンポジウム」開催
平成 10 年 11 月	設立 10 周年記念式典・祝賀会
平成 11 年 01 月	平成 10 年度「个性的で活力ある広域行政圏自治大臣賞表彰」 受賞
平成 11 年 01 月	広域姉妹圏 10 周年記念式典（最上広域圏にて）
平成 12 年 04 月	中部広域市町村圏事務組合が中部市町村会より次の委託業 務を受託する ア 中部市町村会に関する事務及び事業 イ 中部振興会に関する事務及び事業 ウ 中頭地方視聴覚協議会に関する事務及び事業 エ 沖縄県市町村職員年金連盟中頭支部に関する事務及び 事業
平成 13 年 04 月	中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡の世界遺産登録記念として 「世界遺産登録記念」シンポジウム開催
平成 13 年・14 年	全国ふるさと市町村圏協議会九州支部事務局
平成 17 年 04 月	具志川市、石川市、勝連町、与那城町が合併し「うるま市」 の誕生により構成 9 市町村となる
平成 18 年	地方拠点都市九州ブロック会議担当圏域

平成 20 年 03 月	沖縄県知事より「中部地方拠点都市地域」の見直し計画の承認
平成 20 年 07 月	「全国ふるさと市町村圏シンポジウム」開催
平成 20 年 11 月	中部広域市町村圏事務組合設立 20 周年式典 最上広域市町村圏事務組合との交流 20 周年式典 設立 20 周年記念「ちゅうぶ産業まつり」開催
平成 21 年 09 月	「広域連合等への移行に関する調査研究」に関する調査報告書を策定
平成 22 年 10 月	「中部振興策、中部振興会館計画策定委託業務」にて中部の振興策及び中部振興会館の計画を策定
平成 23 年 12 月	「(仮称)中部振興会館建設基本計画」を策定
平成 24 年 02 月	第 20 回記念 2012 おきなわマラソンを開催
平成 25 年 03 月	第 4 次中部広域計画を策定
平成 25 年 04 月	3 市（沖縄市、うるま市、宜野湾市）による「社会福祉法人の指導監査」の共同処理を開始
平成 26 年 04 月	中部振興会館（仮称）建設に関して中部市町村会が主体的に取り組むことを確認
平成 28 年 04 月	3 市村（沖縄市、うるま市、北中城村）による「クルーズ船の受入に関する事務」の共同処理を開始
平成 29 年 01 月	中部市町村会にて取得した中部市町村会館（沖縄市海邦 2-9-35）に事務所を移転
平成 29 年 04 月	9 市町村により「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務」の共同処理を開始
平成 30 年 08 月	中部広域市町村圏事務組合と中部市町村会において、これまでの委託業務を廃止し、新たに業務提携合意書を締結
平成 30 年 11 月	中部広域市町村圏事務組合設立 30 周年式典 最上広域市町村圏事務組合との交流 30 周年式典 交流 30 周年記念として「新庄まつり山車」を沖縄国際カーニバルへ招聘し、パレードへ参加
平成 31 年 02 月	中頭地方視聴覚協議会と業務提携合意書を締結
令和 02 年 09 月	中頭地方視聴覚協議会の廃止に伴い業務提携を解消
令和 02 年 11 月	最上広域市町村圏事務組合創立 50 周年記念式典へ参加
令和 03 年 03 月	新型コロナウイルス感染症の影響によるクルーズ船の寄港休止に伴い「クルーズ船の受入に関する事務」の共同処理を休止
令和 03 年 04 月	9 市町村により「障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務」の共同処理を開始
令和 05 年 04 月	8 市町村により「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務」の共同処理を開始

2 広域交流事業の経緯

昭和 63 年 07 月	山形県最上広域市町村圏事務組合と広域間姉妹提携締結
昭和 63 年 11 月	中部広域圏首長が最上広域圏を訪問
昭和 63 年 01 月～02 月	最上広域圏首長が中部広域圏を訪問
平成 01 年 5 月	最上広域圏議会議員（半数）、市町村教育委員長が中部広域圏を訪問
平成 01 年 07 月	中部広域圏首長及び教育長が最上広域圏を訪問
平成 02 年 07 月	中部広域圏の新川秀清理事長就任挨拶のため最上広域圏を訪問
平成 02 年 10 月	最上広域圏議会議長、事務局長が中部広域圏設立 1 周年記念式典に出席 中部広域圏理事会が姉妹締結 3 周年記念交流懇談会参加のため最上広域圏を訪問
平成 03 年 09 月	中部広域圏の中学生が最上町「歩くスキー」に参加
平成 03 年 01 月	中部広域圏の市町村教育長、中城教育事務所長が研修のため最上広域圏を訪問（14 名）
平成 04 年 11 月	斎藤晃一最上広域議会議長、岸宏一金山町長、川崎藤兵衛金山町議長、松井隆最上広域事務局長が沖縄市役所新庁舎落成式典に出席のため中部広域圏を訪問
平成 05 年 04 月	新庄市民号、中部広域圏を訪問（390 名）
平成 05 年 06 月	最上広域圏において沖縄フェスティバル公演（73 名）
平成 05 年 10 月	亀井信夫最上広域圏議会議長が沖縄市市政施行 20 周年記念式典に出席のため中部広域圏を訪問
平成 05 年 03 月	最上広域圏の議会議員が中部広域圏を訪問（19 名）
平成 08 年 07 月	仲宗根正和理事長が就任挨拶のため最上広域圏を訪問
平成 10 年 07 月	最上広域圏伊藤勝事務局長が就任挨拶のため中部広域圏を訪問
平成 10 年 07 月	最上広域圏理事会、亀井信夫議長、伊藤勝事務局長、東谷重友課長、
平成 10 年 11 月	中部広域市町村圏事務組合創立 10 周年式典出席のため中部広域圏を訪問
平成 10 年 01 月	仲宗根正和理事長、喜屋武馨副理事長、新里八十秀議長、儀保輝和副議長、仲井間清次長が広域交流 10 周年記念式典出席のため最上広域圏を訪問
平成 11 年 12 月	中部広域圏喜屋武馨副理事長、新里八十秀議長、仲井間清事務局長、沖縄市職員厚生会郷土芸能同好会が、広域交流拠点施設落成式典参列のため最上広域圏を訪問
平成 12 年 08 月	最上広域圏亀井信夫議長は、沖縄全島エイサーまつり見学のため中部広域圏を訪問
平成 14 年 10 月	最上広域圏議会議員が中部広域圏を訪問、朝日新聞記者が同行取材（初）
平成 15 年 06 月	宮城健次中部広域圏事務局長が就任挨拶のため最上広域圏を訪問、8 市町村役場を訪問
平成 16 年 04 月	松澤直太郎最上広域圏副理事長、下山准一最上広域圏議会議長が沖縄

平成 17 年 08 月	市の市制施行 30 周年記念式典出席のため中部広域圏を訪問 仲宗根正和理事長、浜比嘉勇議会議長、宮城健次事務局長が新庄まつり 25 年祭に参加・視察、交流のため最上広域圏を訪問
平成 19 年 11 月	沖縄市の複合商業施設「コリンザ」内に設置する「もがみ物産コーナー」のオープニングセレモニーに出席するため、山尾順紀理事長、東谷重友館長、物産関係者、中部広域圏を訪問
平成 19 年 01 月	最上広域圏渡部秀勝理事、沖縄市産業まつりの式典に出席のため中部広域圏を訪問
平成 20 年 11 月	山尾順紀理事長他 3 名の理事、平向岩雄議長他 6 名の議員、広域間交流 20 周年記念式典、ちゅーぶ産業まつり参加と交流を深めるため、中部広域圏を訪問
平成 21 年 11 月	新里八十秀沖縄市議会元議長他 6 名、ゆめりあ等を視察のため来域
平成 21 年 11 月	J A おきなわ「ちゃんぶる一市場」2 周年感謝祭に最上広域圏の物産を出展・販売
平成 23 年 10 月	中部広域圏の浜田京介理事(中城村長)、呉屋勝司幹事(西原町企画財政課長) J A おきなわ島袋宗泰中部地区本部長がもがみ大産業まつり参加、視察研修と交流を深めるため最上広域圏を訪問
平成 24 年 01 月	最上広域圏渡部秀勝理事、沖縄市産業まつりの式典に出席のため中部広域圏を訪問
平成 25 年 08 月	姉妹締結 25 周年の記念し、新庄まつり及び燦躑祭にエイサー青年会 40 名を招聘
平成 26 年 07 月	小嶋富弥最上広域議会議長ほか最上広域議会議員が相互交流の推進のための研修視察に中部広域圏を訪問
平成 26 年 08 月	新庄まつりに中部広域理事長に就任した桑江朝千夫沖縄市長、我謝沖縄市秘書課長、石原昌尚事務局長が最上広域圏を訪問
平成 27 年 05 月	石橋隆夫中部広域圏事務局長が就任挨拶のため最上広域圏を訪問
平成 27 年 01 月	最上広域高橋重美理事、奥山知雄理事、菅俊郎最上町議会議長、橋本正最上町議員が沖縄市産業まつりの式典に出席のため中部広域圏を訪問
平成 28 年 01 月	最上広域渡部秀勝理事、鈴木洋理事、早坂文也戸沢村議会議長、加藤文明戸沢村議会議員が沖縄市産業まつり式典に出席のため中部広域圏を訪問
平成 29 年 01 月	最上広域山尾順紀理事長ほか 4 名、沖縄市産業まつり式典に出席のため中部広域圏を訪問
平成 29 年 11 月	最上広域圏から山尾順紀理事長ほか理事 6 名、議員 2 名が、中部広域市町村圏事務組合設立 30 周年記念式典及び広域交流 30 周年記念事業へ出席のため中部広域圏を訪問
平成 29 年 11 月	新庄まつり実行委員会、下金澤町若連 20 名、鳥越囃子若連 20 名が、広域交流 30 周年記念事業新庄まつりの山車行事として、沖縄国際カーニバルへ参加

平成 29 年 01 月	最上広域高橋重美理事ほか 2 名が沖縄市産業まつり式典に出席のため中部広域圏を訪問
令和元年 08 月	中部広域市町村圏事務組合議会議員 9 名が視察研修と交流を深めるため最上広域圏へ派遣研修
令和 02 年 11 月	中部広域圏の桑江朝千夫理事長ほか理事 5 名、議員 2 名が、広域交流 50 周年記念式典出席のため最上広域圏を訪問
令和 02 年 09 月	最上児童受入交流事業（コロナ感染拡大防止の為）中止
令和 02 年 01 月	中部広域児童派遣交流事業（コロナ感染拡大防止の為）中止
令和 02 年 01 月	オンライン児童交流事業（宜野湾市立大山小学校・金山町立金山小学校）初のオンライン交流の実施
令和 03 年 07 月	最上児童受入交流事業（コロナ感染拡大防止の為）中止
令和 03 年 08 月	中部広域児童派遣交流事業（コロナ感染拡大防止の為）中止
令和 04 年 02 月	オンラインショップを通して最上広域圏の商品を購入する購入者の支援をする最上広域物産販売促進事業を実施
令和 04 年 03 月	中部広域圏内の特産品を最上広域圏住民が購入できるよう、もがみ物産館にて沖縄中部フェアを実施
令和 04 年 06 月	最上児童受入交流事業（コロナ感染拡大防止の為）中止
令和 04 年 12 月	中部広域児童派遣交流事業（コロナ感染拡大防止の為）中止
令和 05 年 01 月	最上広域新田隆治理事、佐藤一廣議会議員、舟生源氏議会議員が沖縄市産業まつりの式典に出席のため中部広域圏を訪問

3 中部広域圏の資料

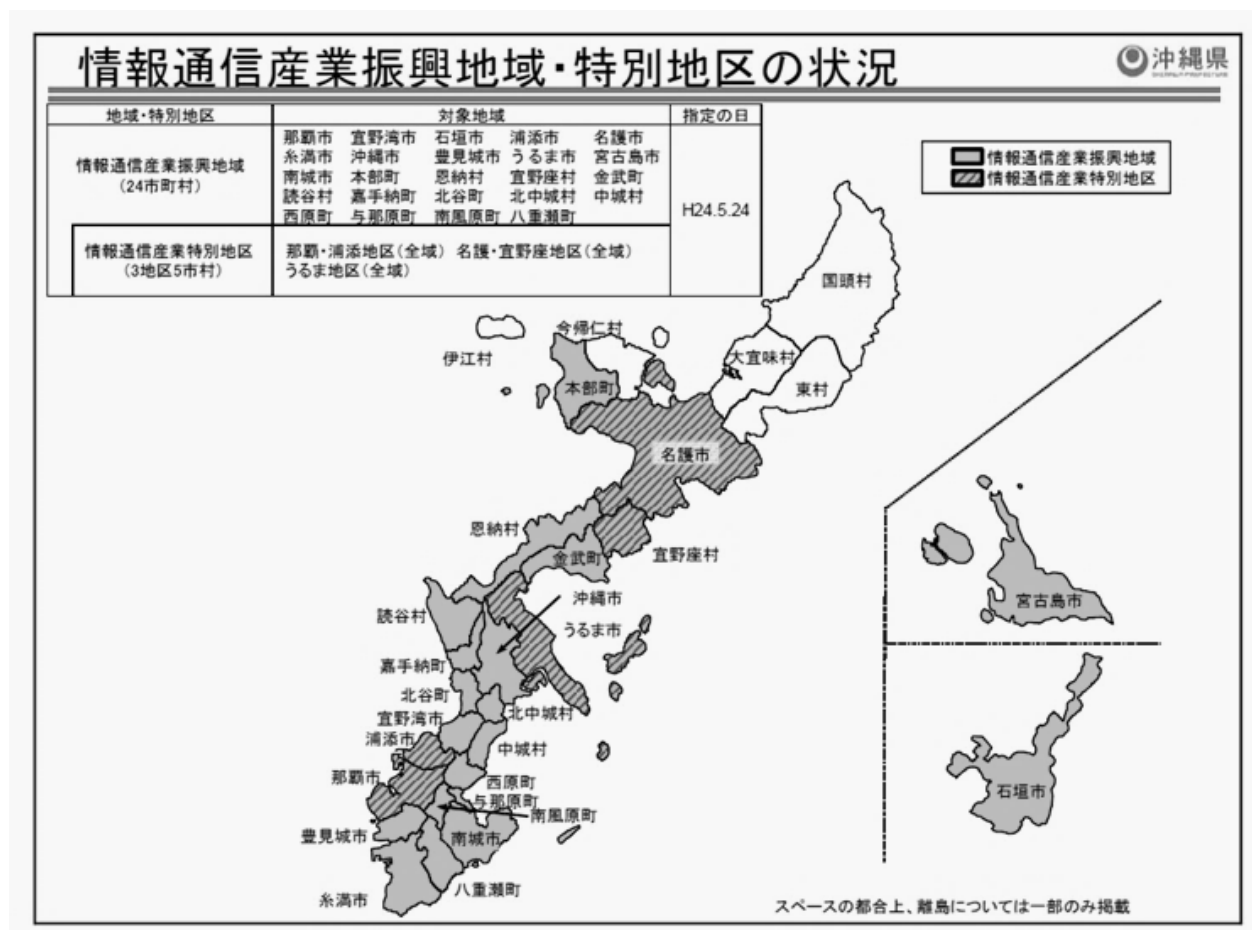
(1) 情報通信産業振興地域について

沖縄県では、情報通信産業を観光産業に並ぶリーディング産業として位置付け、継続的な発展を図っている。

中部圏域全ての市町村が「情報通信産業振興地域」に指定されており、情報通信産業の更なる集積と高度化により、生産性の高い産業として発展すると同時に、情報通信産業が県内産業のDXを牽引する産業として取り組んでいる。

主な内容としては、(1)情報通信産業の立地促進(2)県内情報通信関連企業の高度化・変革、(3)高度化を担うIT人材の育成・確保及び交流の促進及び(4)ITビジネス環境の充実であり、中部圏域内には、情報通信産業に関する施設があるほか、近接・隣接地域内に大学等が存在しており、情報通信関連企業の集積や高度化への貢献が期待されている。

図表-12 情報通信産業振興地域



※色が濃くなっている部分（本島については名護市以南の市町村）が該当市町村
沖縄県「情報通信産業振興計画」

図表－13 情報通信産業に関連する教育機関、研修・研究施設又は企業関連施設

市町村名	施設一覧				
	職業訓練校	大 学	高等学校	専修学校	IT関連施設
沖縄市	沖縄職業能力開発大学校 (ポリテクカレッジ)	—	県立美来工科高等学校(ITシステム科) 県立美里工業高等学校(電気科)	沖縄情報経理専門学校 専門学校日経ビジネス	沖縄市テレワークセンター 沖縄市ITワークプラザ
うるま市	具志川職業能力開発校	—	県立具志川商業高等学校(情報システム科)	海邦電子ビジネス専門学校	沖縄IT津梁パーク内施設 沖縄情報通信センター うるま市IT事業支援センター いちゅい具志川じんぶん館、 石川地域活性化センター舞天館 等
宜野湾市	—	琉球大学 沖縄国際大学 (産業情報学部)	県立宜野湾高等学校(情報処理コース) 県立中部商業高等学校(情報ビジネス科)	—	宜野湾ベイスাইド情報センター
北谷町	沖縄職業能力開発促進センター (ポリテクセンター沖縄)	—	—	サイ・テク・カレッジ美浜	美浜メディアステーション
西原町	—	琉球大学	—	—	—
嘉手納町	—	—	嘉手納高校(総合学科情報ビジネス系列)	—	嘉手納町ICTセンター 嘉手納町マルチメディアセンター
読谷村	—	—	—	—	—
北中城村	—	—	—	—	—
中城村	—	琉球大学	—	—	—

沖縄県「情報通信産業振興計画」

(2) 製糖工場について

うるま市にある、製糖工場については、沖縄本島で唯一の製糖工場だが、1958年からの操業開始から64年が経過しており、老朽化で機械トラブルが相次ぎ、早期の建て替えが求められている。

図表－14 中部圏域における生産実績状況

	収穫面積(ha)	生産量(t)	農家戸数(戸)
沖縄市	12	557	45
うるま市	196	8,270	509
宜野湾市	1	62	6
北谷町	1	14	1
嘉手納町	10	475	15
西原町	39	1,750	188
読谷村	122	6,214	242
北中城村	10	381	46
中城村	47	2,010	181
中部圏域	438	19,733	1,233
沖縄県	2,419	105,882	5,110

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績（令和2年）」

沖縄県企画部「沖縄県市町村概要（令和2年）」

(3) 県内の世界遺産入場者の推移

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連世界遺産群」の令和2年度の入場者数は、新型コロナウイルスの影響により観光客数が減少したため、大きく落ち込んだ。令和元年度以前では、最も認知度の高い沖縄記念公園（首里城地区）が最も多く、次いで斎場御嶽、今帰仁城跡の順となっている。

中部圏域にある勝連城跡は、平成30年度の184,646人をピークに減少基調で推移している。また、近年開発が進められている中城城跡は平成30年度から令和元年度にかけて増加したが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり減少に転じた。

図表-15 世界遺産入場者数の推移

単位：人

	国営沖縄記念公園 (首里城地区)		玉陵	敷名園	斎場御嶽	勝連城跡	中城城跡	今帰仁城跡
	入園者数	首里城 (入館者数)						
平成27年度	2,657,489	1,867,663	66,702	72,790	392,305	158,790	121,982	300,627
平成28年度	2,714,834	1,888,604	61,238	71,300	398,607	161,685	135,170	289,154
平成29年度	2,815,531	1,818,513	61,703	77,574	380,039	174,421	133,014	285,408
平成30年度	2,790,996	1,767,963	64,891	68,085	356,501	184,646	111,780	254,047
令和元年度	2,435,074	1,546,426	81,376	90,542	472,105	166,954	121,256	103,822
令和2年度	650,058	162,014	38,492	38,138	184,442	87,121	54,797	136,515

※園比屋武御嶽石門、座喜味城跡は入場者数が正確に把握できないため集計していない。

資料：沖縄県「観光要覧」

図表-16 主要観光施設一覧(中部圏域にある主要観光施設)

沖縄市	うるま市	宜野湾市	北谷町	嘉手納町	西原町	読谷村	北中城村	中城村
こどもの国	ピオスの丘	普天満宮	美浜 アメリカンビ レッジ	ネーブル 嘉手納	沖縄県立 埋 蔵文化財セン ター	やちむんの里	イオンモール 沖縄 ライカム	護佐丸公の墓
東南植物 楽園	勝連城跡	沖縄コンベン ションセン ター	安良波公園ア ラハビーチ	道の駅 かでな	西原さわふじ マルシェ	座喜味城跡	中村家住宅	安里のテラ/ 安里のムラ ガー
沖縄県総合運 動公園	海中道路	宜野湾港 マリナー	うみんちゅ ワーフ	屋良城跡 公園	内間御殿	体験王国 むら咲むら	あやかりの社	中城城跡

資料：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー「おきな物語」

(4) 中部広域圏の観光客入域数及びインバウンドの推移

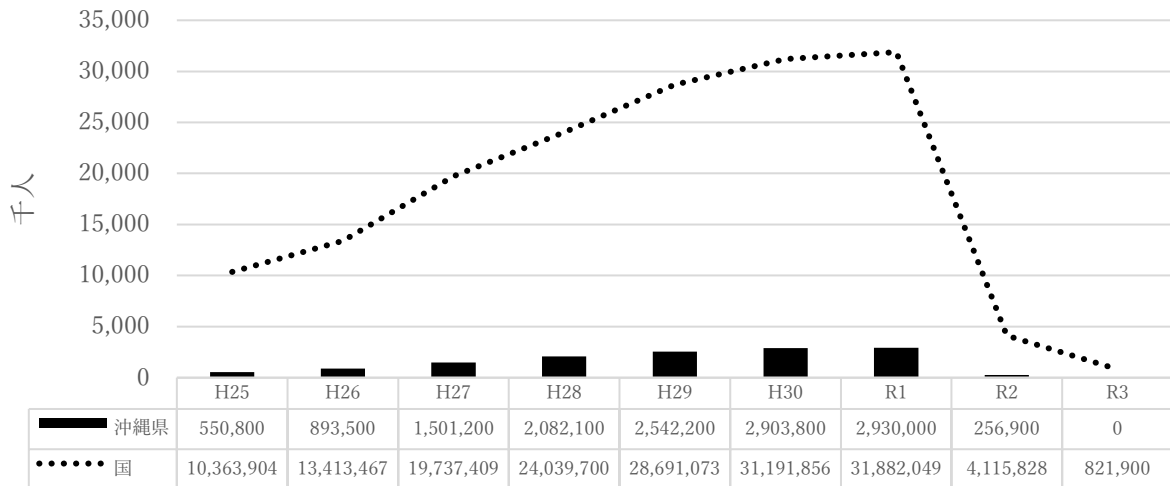
我が国では平成15年から官民が協力して「ビジット・ジャパン」キャンペーンによるインバウンド（訪日外国人）の促進活動を展開してきた。そのような中で日本国内のインバウンド入域数は堅調に増加し令和元年には31,882,049人が日本を訪問した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年は4,115,828人、令和3年は821,900人と大幅な減少に転じている。

沖縄県においても海外からの直行便の増加に伴い増加したが、令和2年には3月期中からクルーズ船の運行停止など入域制限があり、令和2年のインバウンド入域数は256,900

人と急減し、令和3年は皆減となった。

中部広域圏においても観光需要に注目し観光客の受入を進めており、各市町村では併行してデータ整備を進めているところである。このうち、入域数は読谷村のみ国籍別でデータ統計をとっているものの他8自治体は統計をとっておらず統一したデータはないため、参考資料として掲示する。

図表-17 インバウンド入域数（国・沖縄県）



資料：日本政府観光局（JNTO）「月別・年別統計データ（訪日外国人・出国外国人）」
沖縄県「入域観光客統計概況」

<参考> 図表-18 観光客推移（日本人観光客・インバウンド客）

単位：人

自治体	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	備考
読谷村	2,257,641	2,042,350	2,126,289	2,040,101	1,915,475	1,952,775	1,887,973	602,706	※読谷村全域の入域数
うるま市	175,211	156,052	148,661	171,878	172,566	183,881	162,942	64,471	※勝連城跡の来場者数
嘉手納町	-	524,915	516,827	520,581	585,094	548,449	525,640	423,413	※嘉手納町理員東部地区地域振興施設（道の駅かでな）の来場者数 ※平成25年度は学習表示入場者数の別のデータの掲載なし
北中城村	24,665	24,666	26,920	23,424	21,236	18,301	15,949	5,758	※中村家住宅の入場者数
	-	-	-	-	2,472/月	7,288/月	6,265/月	6,525/月	※北中城村観光事業で村内観光施設等に設置しているWi-FiAPの月平均のアクセス数
中城村	119,228	119,924	133,551	133,899	125,334	113,407	118,210	35,607	※中城城跡の来場者数
沖縄市	-	-	-	-	-	-	-	-	※統計をとっていない。
宜野湾市	-	-	-	-	-	-	-	-	※施設・ホテル単位で統計をとっているが公表しない
北谷町	-	-	-	-	-	-	-	-	※統計をとっていない
西原町	-	-	-	-	-	-	-	-	※統計をとっていない
沖縄県 観光客入域数	日本人	5,862,900	6,164,800	6,261,800	6,531,000	6,854,000	6,943,900	7,233,900	3,479,700
	インバウンド	174,100	893,500	1,501,200	2,082,100	2,542,200	2,903,800	2,930,000	256,900
	合計	6,037,000	7,058,300	7,763,000	8,613,100	9,396,200	9,847,700	10,163,900	3,736,600

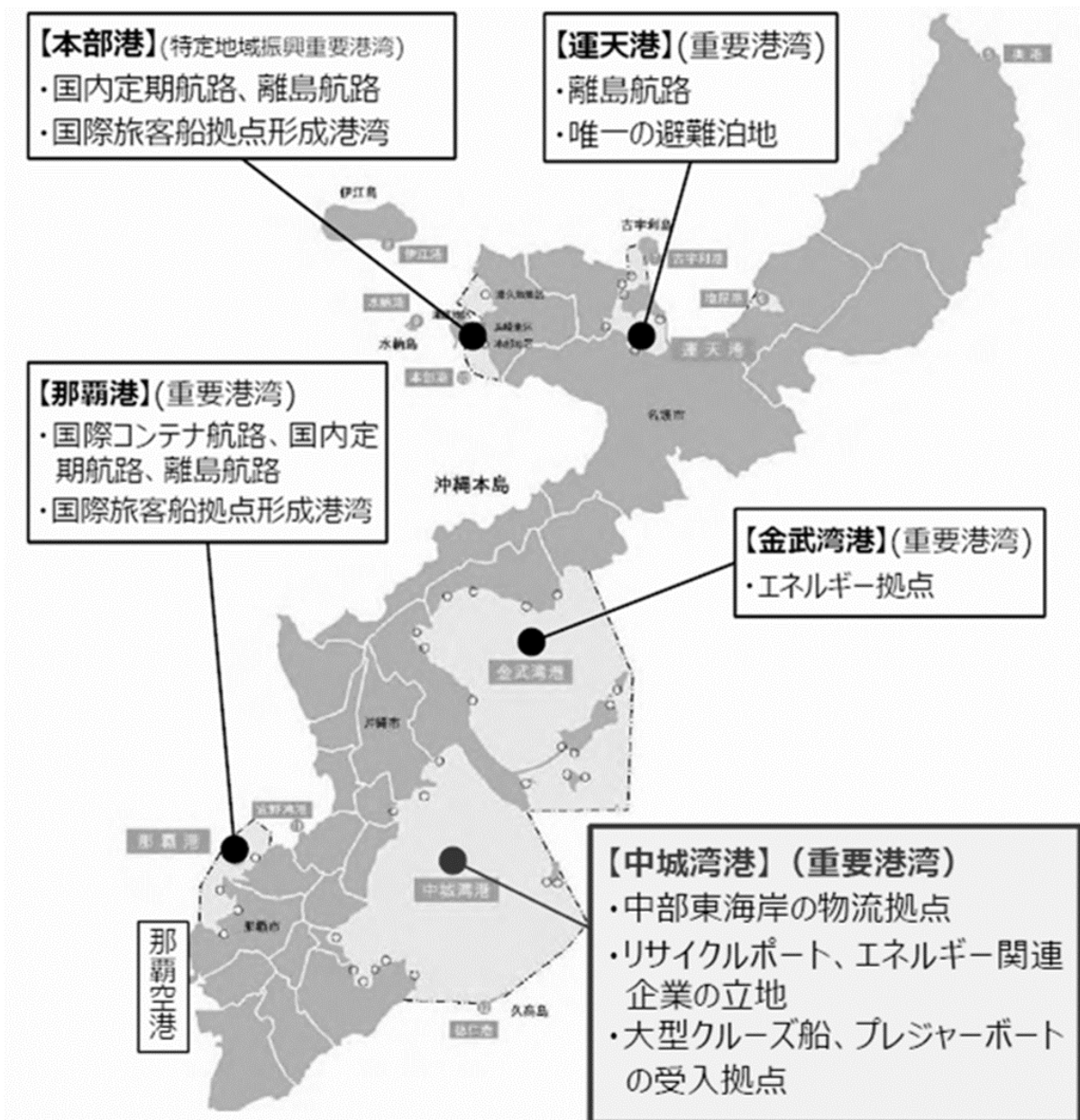
資料：沖縄県「観光要覧」、各市町村提供

(5) 中城湾港（新港地区）について

中城湾港は、沖縄本島中南部の東海岸に位置し、背後地域は勝連半島から知念半島までの3市2町2村にまたがり、津堅島等の離島を含む、24,000haの広大な港湾区域（国内2位）を有する港湾である。長大な臨海部は、沖縄本島中部東海岸の生活や地域産業、観光・賑わいの拠点であるとともに、更なる開発等の計画・整備が進められており、多様なニーズへの役割を担っている。

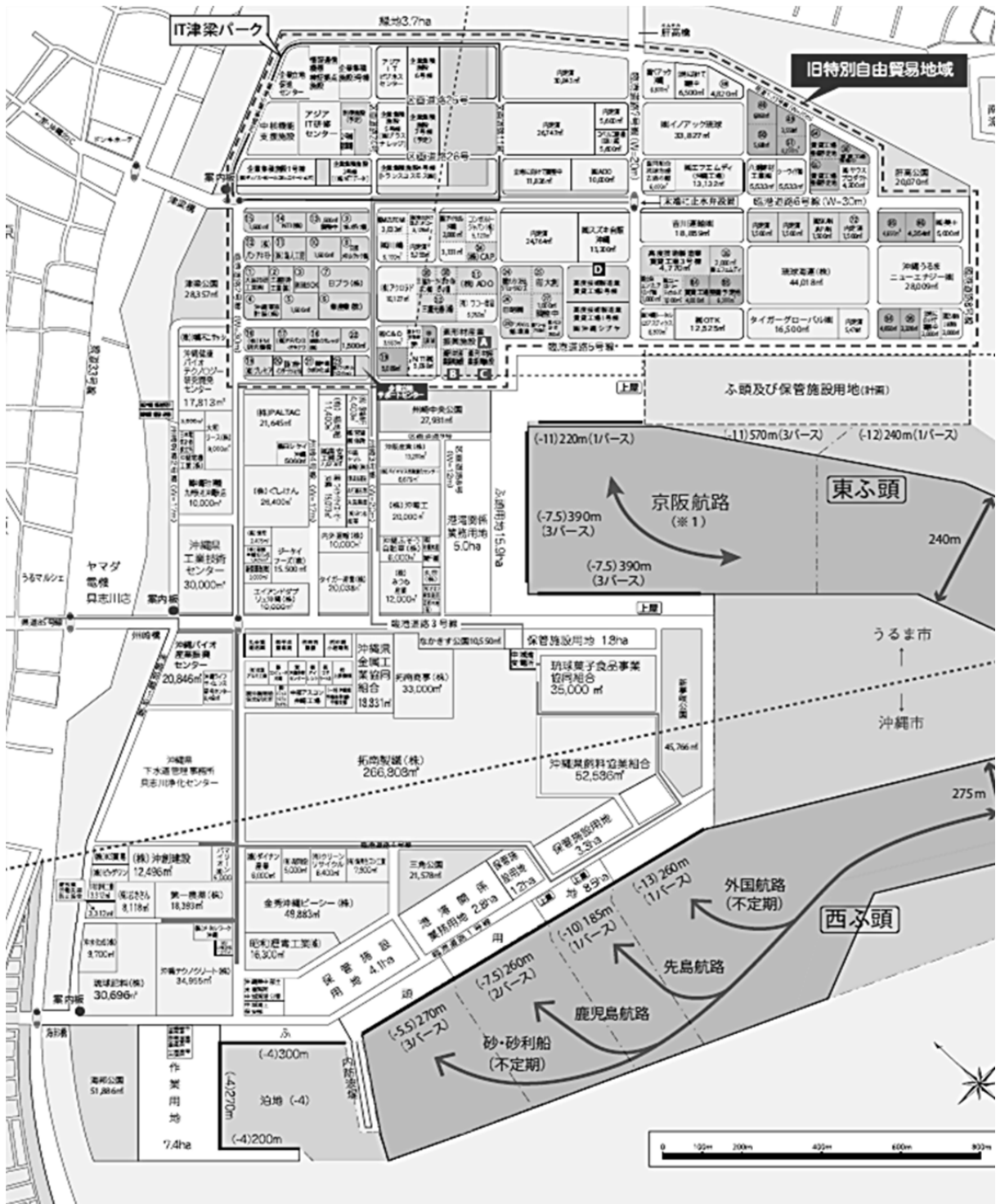
新港地区では、主に、東ふ頭で、大型貨物船及びRORO船（貨物用船舶）、西ふ頭で、バルク船及びクルーズ船を受け入れている。

図表—19 中城湾港全体図



資料：国土交通省「中城湾港（改訂）」

図表—20 中城湾港新港地区全体図

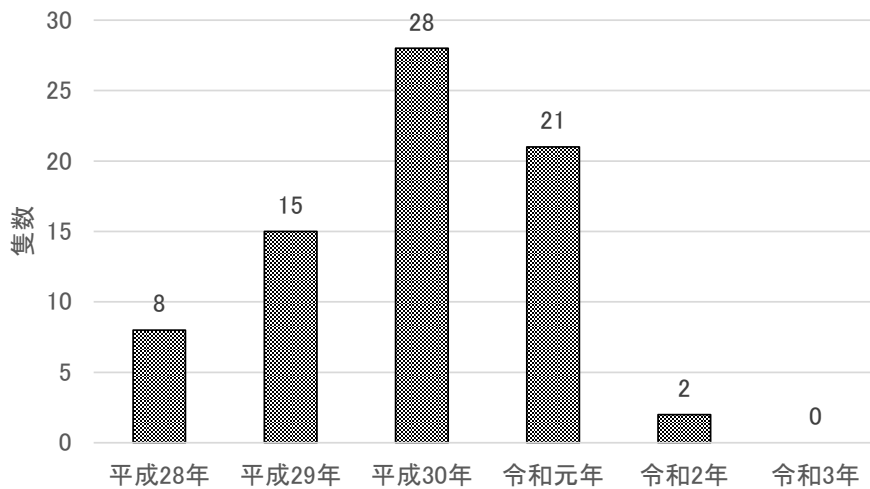


(6) 中城港湾におけるクルーズ船寄港数の推移

沖縄本島には那覇港、中城湾港、金武湾港、中城港、運天港の重要港及び地方港がある。中部広域圏に属する中城湾港におけるクルーズ船は平成30年の28隻をピークに減少している。中城湾港は国際物流拠点産業集積地域として、高付加価値ものづくり産業等の立地促進を図る物流・産業の拠点とした港湾であったが、近年の沖縄県へのクルーズ船寄港ニーズの高まりを受け、令和4年3月に改訂された「中城湾港港湾計画」にお

いてクルーズ船の寄港が位置付けられた。現在クルーズ船を受け入れている岸壁では、受入制限があるため寄港数については限定的なものとなっている。また、令和2年は新型コロナウイルスの影響で3月頃から県内各港で入港中止となったことから急減し、令和3年は皆減となった。

図表—21 中城港湾におけるクルーズ船寄港数の推移



資料：沖縄県土木建築部港湾課

(7) 宿泊施設の状況

観光客の受入基盤である宿泊施設数は令和3年現在で北谷町（164軒）が最も多く、次いで読谷村（117軒）、うるま市（101軒）の順と続いている。沖縄県への観光客数急増に伴い、宜野湾市や北中城村も増加基調で推移している。また、収容人員数ではリゾートホテルが増えた北谷町（9,416人）が最も多く、次いで読谷村（4,895人）、沖縄市（4,001人）の順と続いている。嘉手納町は宿泊施設数の伸びは緩やかであるが、収容人員数を平成30年以降に急速に増やしている。

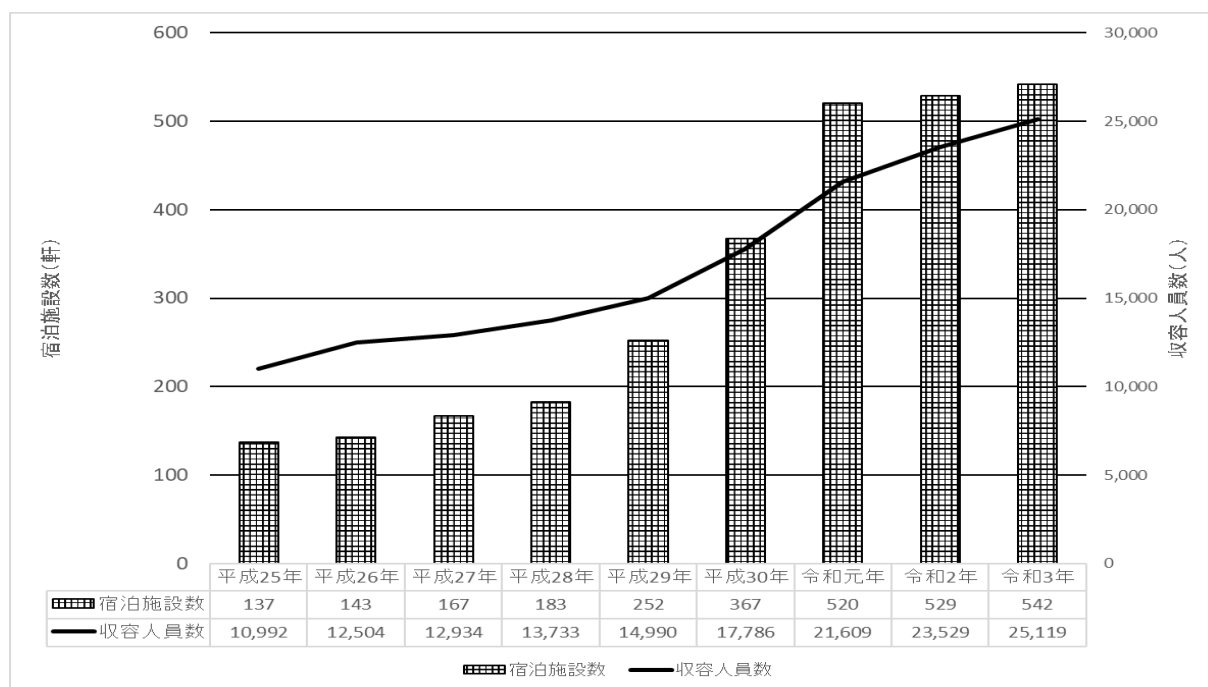
図表—22 宿泊施設数と収容人員数の推移（中部圏域）

<宿泊施設数>	単位：軒								
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
沖縄市	16	17	23	26	40	53	93	83	82
宜野湾市	7	9	13	14	22	33	44	48	53
うるま市	49	47	47	54	68	89	118	101	101
読谷村	31	32	37	40	54	71	98	109	117
嘉手納町	3	3	4	5	7	8	9	9	9
北谷町	24	28	34	35	51	99	142	162	164
北中城村	4	4	6	6	6	9	11	12	12
中城村	0	0	0	0	0	1	1	1	1
西原町	3	3	3	3	4	4	4	4	3
中部圏域合計	137	143	167	183	252	367	520	529	542

< 収容人員数 >

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
沖縄市	1,392	1,389	1,466	1,580	1,973	2,162	3,487	3,399	4,001
宜野湾市	1,537	1,548	1,572	1,592	1,818	2,034	2,336	2,373	2,630
うるま市	1,703	2,000	1,976	2,029	2,215	2,572	3,139	2,834	2,859
読谷村	3,469	3,467	3,517	3,719	3,821	3,840	4,268	4,774	4,895
嘉手納町	38	38	43	45	56	62	162	190	210
北谷町	2,153	3,402	3,653	4,035	4,365	6,326	7,302	8,853	9,416
北中城村	651	611	658	684	686	689	818	1,013	1,017
中城村	0	0	0	0	0	48	48	48	48
西原町	49	49	49	49	56	53	49	45	43
中部圏域合計	10,992	12,504	12,934	13,733	14,990	17,786	21,609	23,529	25,119



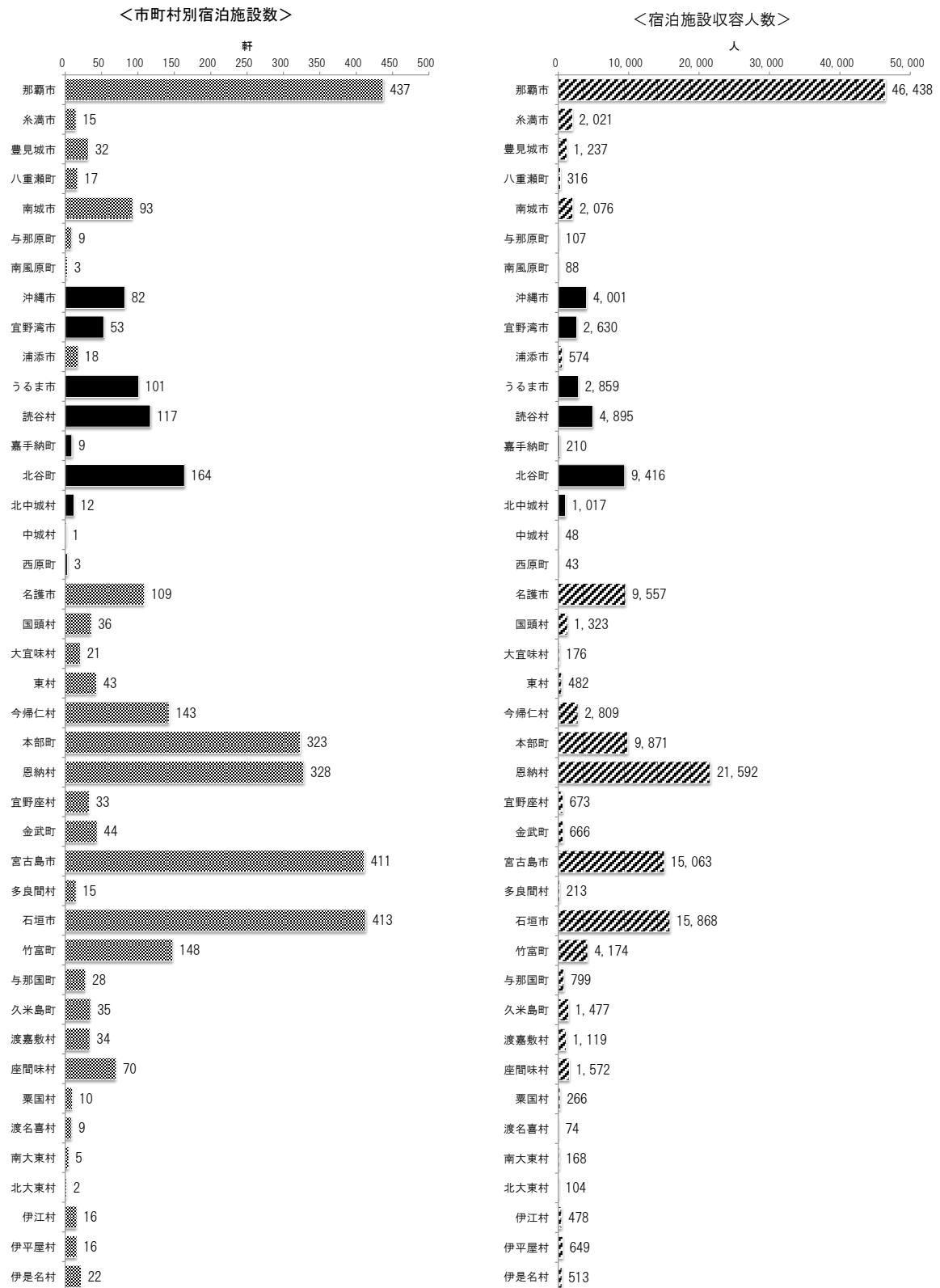
※いずれの年も、12月31日現在

資料：沖縄県「観光要覧

なお、宿泊施設数を県内の市町村別で見ると、直近の令和3年では那覇市が437軒と最も多く、次いで石垣市(413軒)、宮古島市(411軒)と続いており、沖縄県全体で3,480軒の宿泊施設が立地している。このうち、中部圏域は542軒で、県全体の15.6%である。

また、収容人員で見ると那覇市が46,438人と圧倒的に多く、次いでリゾートホテルの多い恩納村(21,592人)、石垣市(15,868人)と続いており、沖縄県全体の収容人員は167,662人となっている。このうち、中部圏域は25,119人で、県全体の15.0%である。

図表-23 市町村別宿泊施設数と収容人員数（令和3年）



資料：沖縄県「観光要覧」

(8) 観光協会の状況

昭和37年にコザ市観光協会が設立されたのを皮切りに令和3年までに中部圏域内全ての市町村に観光協会が設立され、地域の観光地域づくりの推進及び観光PRを実施している。

図表-24 中部圏域内観光協会一覧

市町村名	名称	設立年
沖縄市	一般社団法人 沖縄市観光物産振興協会	昭和37年
うるま市	一般社団法人 うるま市観光物産協会	平成22年
宜野湾市	一般社団法人 宜野湾市観光振興協会	平成元年
北谷町	一般社団法人 北谷町観光協会	平成18年
西原町	一般社団法人 西原町観光まちづくり協会	令和2年
嘉手納町	一般社団法人 嘉手納観光協会	令和3年
読谷村	一般社団法人 読谷村観光協会	平成25年
北中城村	一般社団法人 北中城観光協会	平成30年
中城村	一般社団法人 中城村観光協会	平成31年

(9) 中部圏域における病院等の状況

令和3年の地域医療情報システムより、病院数は沖縄県全体では88施設で、うち本圏域は28施設(31.8%)となっており、沖縄市(9施設)が最も多く、人口10万人あたりの施設数については北中城村(16.70)が最も高くなっている。一般診療所については、沖縄県全体で797施設で、うち本圏域は223施設(28.0%)となっており、沖縄市が施設数(73施設)及び人口10万人あたりの施設数(51.14)ともに最も高くなっている。病院病床数については、沖縄県全体で18,513床であり、うち本圏域は6,015床(32.5%)となっており、沖縄市(1,877床)が最も多く、人口10万人あたりの病院病床数については北中城村(4,513.33)が最も高くなっている。

また、介護施設数については、沖縄県全体で2,422施設で、本圏域は878施設(36.2%)となっており、沖縄市(273施設)が最も多く、75歳以上1千人あたりの病院病床数については中城村(22.67)が最も高くなっている。

中部圏域唯一の三次救急医療機関である県立中部病院においては、南病棟が築41年、本館も築21年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。南病棟は、現行の耐震基準を満たしていないため、耐震補強工事が必要となっている。

図表-25 市町村別病院数等

	病院数		一般診療所		病院病床(全区分計)		介護施設数	
	施設数	人口10万人あたりの施設数	施設数	人口10万人あたりの施設数	病床数	人口10万人あたりの病床数	施設数	75歳以上1千人あたりの施設数
沖縄市	9	6.30	73	51.14	1,877	1,314.87	273	19.90
うるま市	6	4.79	43	34.32	1,438	1,147.62	234	17.73
宜野湾市	3	3.00	47	46.94	575	574.28	128	14.27
北谷町	2	7.09	13	46.10	174	617.00	29	10.33
西原町	2	9.03	15	42.88	648	1,852.28	38	11.47
嘉手納町	1	7.40	2	14.79	122	902.30	20	11.39
読谷村	0	0.00	15	36.40	0	0.00	75	17.35
北中城村	3	16.70	4	22.26	811	4,513.33	29	12.91
中城村	2	9.03	11	49.65	370	1,669.90	45	22.67
中部圏域	28	7.04	223	38.28	6,015	1,399.06	871	15.34
沖縄県	88	6.00	797	54.31	18,513	1,261.55	2,422	15.57
全国平均	—	6.49	—	69.75	—	1,188.15	—	11.31

資料：日本医師会「地域医療情報システム」（令和3年）

(10) 廃棄物処理施設等

構成市町村による廃棄物処理施設は、焼却施設5施設、粗大ごみ処理施設2施設、資源化等を行う施設5施設、最終処分場3施設及び、し尿処理施設・汚泥再生処理センター3施設があり、ほとんどの施設が市町村の連携による組合を設立して共同処理している。

中部北環境施設組合及び南部広域行政組合については、中部圏域外の市町村とも連携して共同処理している。

図表-26 各廃棄物処理施設の概要（令和2年度）

	地方公共団体名	構成市町村	施設名称	使用開始年度	年間処理量(t/年度)	資源化物回収量(t/年度)	主な処理対象廃棄物
焼却施設	倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	エコピア池原	2010年	73,000	3,182	可燃ごみ、粗大ごみ、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
	中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	中城青葉苑	2003年	11,986	63	可燃ごみ、ごみ処理残渣
	比謝川行政事務組合	嘉手納町、北谷町、読谷村	環境美化センター	1998年	15,932	0	可燃ごみ
	中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	ごみ熔融施設	2004年	37,015	2,662	可燃ごみ、ごみ処理残渣
	南部広域行政組合	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	東部環境美化センター	1985年	31,336	0	可燃ごみ、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
	沖縄県全域					416,175	19,191
粗大ごみ処理施設	比謝川行政事務組合	嘉手納町、北谷町、読谷村	環境美化センター	1998年	1,334	550	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
	南部広域行政組合	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	東部環境美化センター	2000年	424	0	粗大ごみ
	沖縄県全域					10,358	5,712
資源化等を行う施設	倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	エコループ池原	2010年	15,534	11,733	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、不燃ごみ、粗大ごみ
	中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	中城青葉苑	2003年	1,314	710	金属類、ガラス類、不燃ごみ、粗大ごみ
	中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	中部北リサイクル	2004年	5,505	3,475	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、不燃ごみ、粗大ごみ
	西原町	西原町	西原町リサイクルヤード	2008年	1,018	1,018	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、不燃ごみ、剪定枝
	南部広域行政組合	南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	東部環境美化センター	1985年	501	331	不燃ごみ
	沖縄県全域					39,368	30,264

最終処分場

地方公共団体名	構成市町村	施設名称	使用開始年度	令和2年度の埋立容量(m ³ /年度)	残余容量(m ³)	
倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	倉浜衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	1996年	6,478	197,729	焼却残渣(主灰), 溶融飛灰, 焼却残渣(飛灰), 溶融スラグ
比謝川行政事務組合	嘉手納町、北谷町、読谷村	一般廃棄物最終処分場	2023年	1,512	28,127	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣
南部広域行政組合	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	美らグリーン南城	2018年	30,560	15,025	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣
沖縄県全域				121,538	671,100	

し尿処理施設・汚泥再生処理センター

地方公共団体名	構成市町村	施設名称	使用開始年度	年間処理処理量	
				し尿(KL/年度)	浄化槽汚泥(KL/年度)
倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	倉浜衛生施設組合宜野湾清水苑	1977年	1,645	6,522
中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、読谷村	長尾苑	1980年	1,413	22,849
南部広域行政組合	与那原町、南風原町、西原町、中城村、北中城村	汚泥再生処理センター	2014年	846	18,944
沖縄県全域				13,650	112,062

資料：環境省「廃棄物処理技術情報」（令和2年度調査結果）

(11) 火葬場施設の状況

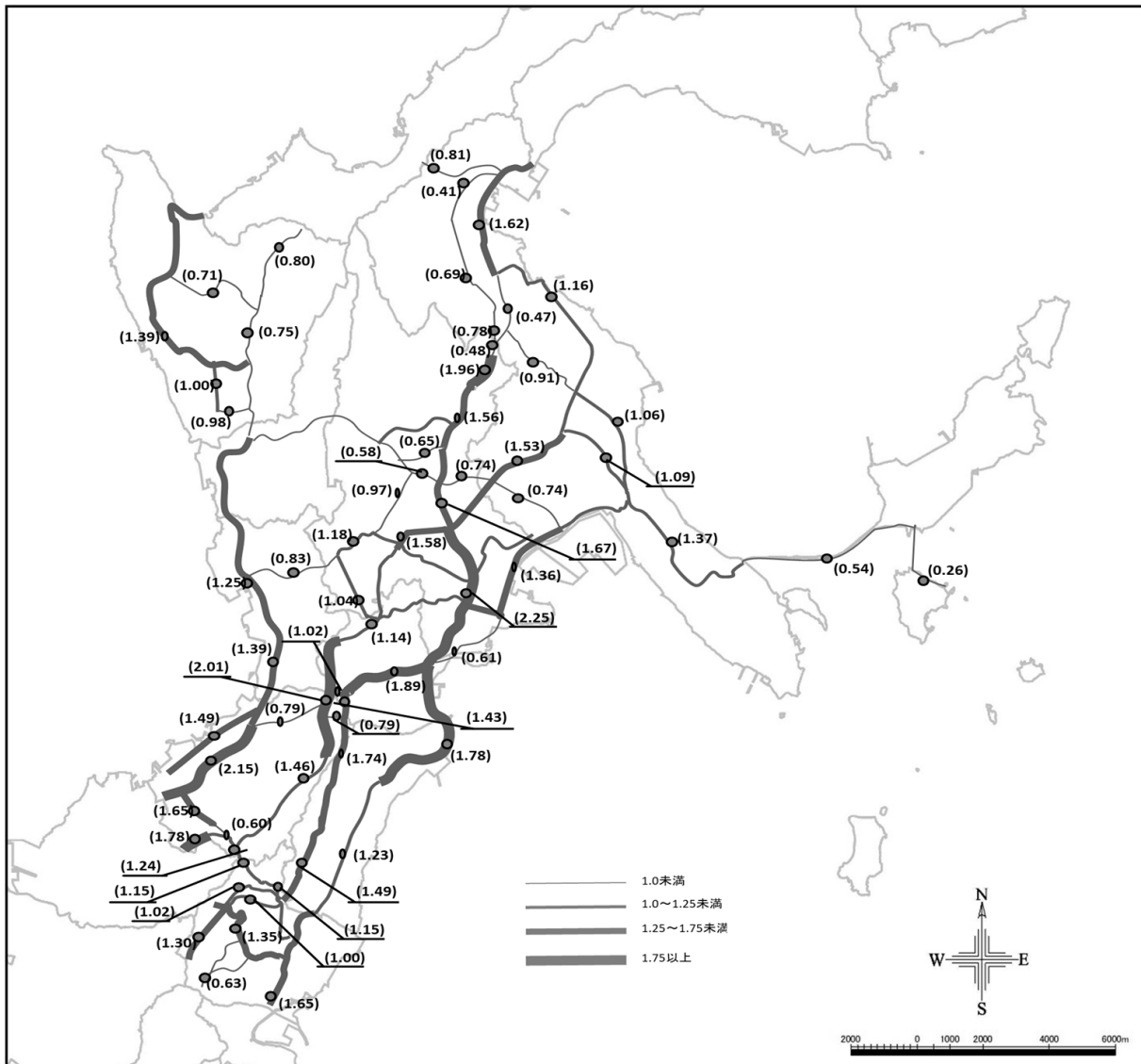
本圏域には、2市1村（沖縄市、うるま市及び読谷村）に4件（沖縄県21件）の火葬場があり、火葬場の無い6市町村については、近郊の火葬場をしている状況となっている。

図表-27 中部広域圏の火葬場施設

市町村	名称	設置主体
うるま市	石川葬祭場	公益財団法人石川葬斎場
うるま市	公益財団法人 うるま斎苑	公益財団法人うるま斎苑
沖縄市	沖縄葬斎場	(株)沖善社
読谷村	よみたん斎苑	読谷村役場

資料：厚生労働省「全国火葬場データベース」（令和3年）

図表-29 混雑度の状況



資料：国土交通省「平成 27 年道路交通センサス」

混雑度：交通量に対する交通容量の比（＝交通量/交通容量）
 <混雑度の目安>
 【1.0未満】：道路の混雑がなく円滑に走行できる
 【1.0～1.25】：道路が混雑する可能性がある時間帯が1～2時間（ピーク時）である
 【1.25～1.75】：ピーク時間を中心として混在する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態
 【1.75以上】：慢性的に混雑状態を呈している

(13) 中部圏域各市町村における道路及び自動車保有数について

沖縄県全体のうち本圏域における、道路の実延長は 22.2%、車両保有台数については 34.5%を占めており、車 1 台あたりの実延長及び自動車数と人口比ともが高くなっている。

特に、宜野湾市における、車 1 台あたりの実延長については、2.3mとなっており、沖縄県全体より約 3 倍高い数値となっている。

図表－30 道路及び自動車保有数

市町村名	実延長 (km)	市町村別・車種別車両数(台)							車1台あたりの 実延長(m)	自動車数と 人口比
		貨物用	乗合用	乗用	特種(殊)用途	小型二輪車	軽自動車	合計		
沖縄市	430.8	5,332	184	38,058	1,584	1,990	57,351	104,499	4.1	1.4
うるま市	571.2	6,346	312	32,372	1,620	1,843	57,559	100,052	5.7	1.3
宜野湾市	166.3	3,589	84	26,305	827	1,536	39,842	72,183	2.3	1.4
北谷町	108.1	901	28	8,905	218	442	11,964	22,458	4.8	1.3
嘉手納町	46.2	403	10	3,154	106	175	5,697	9,545	4.8	1.4
西原町	125.1	2,425	36	9,472	871	575	16,476	29,855	4.2	1.2
読谷村	148.4	2,550	88	14,475	601	631	18,576	36,921	4.0	1.1
北中城村	93.7	773	35	5,198	224	277	7,302	13,809	6.8	1.3
中城村	127.8	1,523	34	6,333	548	341	9,458	18,237	7.0	1.2
中部圏域	1,817.6	23,842	811	144,272	6,599	7,810	224,225	407,559	4.5	1.3
沖縄県	8,196.1	72,130	3,532	417,527	19,148	21,509	643,160	1,177,006	7.0	1.2

資料：沖縄総合事務局陸運事務所「業務概況（令和4年度版）」

沖縄県「道路施設現況調書（令和元年度）」

※ 実延長：道路法の規定に基づき供用開始の告示がされている区間のうち、重用区間、渡船区間を除いた区間の延長をいう。

(14) 中部圏域内における学校について

中部圏域内における、学校数については、小学校 66 件、中学校 31 件及び公立高校 22 件となっており、児童・生徒数については小学校 36,739 名、中学校 16,687 名及び公立高校 14,564 名となっている。

図表－31 中部圏域内学校概要

市町村	小学校（私立含）		中学校（私立含）		公立高校 (定時制、通信制含む)	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
沖縄市	16	9,420	8	4,685	6	4,222
うるま市	19	8,898	10	4,050	7	3,687
宜野湾市	10	7,119	4	2,997	4	2,761
北谷町	4	2,105	2	987	1	771
嘉手納町	2	946	1	448	1	408
西原町	4	2,359	2	1,089	1	940
読谷村	5	3,058	2	1,418	1	951
北中城村	3	1,355	1	521	1	824
中城村	3	1,479	1	492	—	—
中部圏域合計	66	36,739	31	16,687	22	14,564

資料：沖縄県教育委員会「学校一覧（令和4年度）」

(15) 文化関連施設

中部圏域には、文化会館や図書館、博物館、美術館等の文化施設があり、地域住民への文化振興に寄与している。

図表—32 中部圏域における主な文化関連施設

市町村名	件数	施設一覧			
		資料館	劇場・音楽堂	博物館・美術館	映画館
沖縄市	8	沖縄市戦後文化資料館ヒストリート	沖縄市民会館 沖縄市民小劇場あしびなー 沖縄市立芸能館	沖縄市立郷土博物館 ワンダーミュージアム	シネマプラザハウス シアタードーナツ・オキナワ
うるま市	6	うるま市立海の文化資料館 うるま市立与那城歴史民俗資料館 うるま市石川歴史民族資料館	うるま市きむたかホール うるま市民芸術劇場	あまわりパーク	
宜野湾市	5	宜野湾市伝承話資料センター	沖縄コンベンションセンター 宜野湾市民会館	佐喜真美術館 宜野湾市立博物館	
北谷町	5	北谷町文化財展示室	ちゃたんニライセンター	ボクネン美術館 (仮称)北谷町立博物館(令和6年3月完成予定)	ミハマ7プレックス
西原町	3	沖縄県立埋蔵文化財センター	西原町町民交流センター	琉球大学博物館 風樹館	
嘉手納町	2	嘉手納町歴史民俗資料室	かでな文化センター		
読谷村	3	世界遺産座喜味城跡ユンタンザミュージアム	読谷村文化センター	読谷村伝統工芸総合センター	
北中城村	2	中村家住宅			シネマライカム
中城村	1	中城村護佐丸歴史資料図書館			

(16) 国際交流の状況

中部広域圏域内におけるすべての市町村で国際交流が行われており、受入についてはブラジル、ペルー等の南米からが多く、派遣についてはアメリカへの派遣が多くなっている。

また、沖縄市はアメリカワシントン州レイクウッド市と、宜野湾市は中国福建省廈門市と姉妹（友好）提携を締結しており、交流を深めている。

図表—33 市町村別国際交流取組み状況（令和元年度実績）

市町村名	事業名	事業区分		国名等	人数	備考
		受入	派遣			
沖縄市	沖縄市海外移住者子弟研修生受入事業	○		アルゼンチン ペルー	2	
うるま市	海外移住者子弟研修生受入事業	○		ペルー	1	
	海外短期留学派遣事業		○	アメリカ	10	
	小学校英語指導助手派遣事業			アメリカ フィリピン パキスタン他	8	英語学習支援
	中学校英語指導助手派遣事業			アメリカ ジャマイカ	4	英語学習支援
宜野湾市	宜野湾市海外留学生派遣事業		○	中国	1	
	宜野湾市中学校短期海外留学派遣事業		○	アメリカ	10	
	宜野湾市小中英語支援員		○	アメリカ フィリピン他	22	
北谷町	海外移住者子弟研修生受入事業	○		ペルー ブラジル	2	
嘉手納町	嘉手納町ハワイ短期留学派遣事業		○	アメリカ	10	
	海外移住者子弟研修生受入事業	○		ブラジル	1	
西原町	海外移住者子弟研修生受入事業	○		ブラジル	1	
読谷村	海外移海外移住者子弟研修生受入事業	○		ボリビア	1	
北中城村	海外子弟青年交流事業	○		ブラジル ペルー アルゼンチン	3	
	DOTE(ドット)プログラム			アメリカ	24	ワシントン州立大学とのライブ授業
	留学前試験の実施			ワットコムコミュニ ティカレッジ	10	人材育成
	第17回中学生・高校生海外短期留学派遣事業 第12回北中城村英語キャンプ・プログラム事業		○	アメリカ	8 10	
中城村	海外移住者子弟研修生受入事業	○				対象者無しのため未実施
	中城村中学生・高校生海外短期留学派遣事業		○	アメリカ	9	

資料：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄県の国際交流資料編」抜粋

(17) 消防施設の状況

中部圏域における、消防本部は6か所、出張所等15か所、消防団40あり、地域の防災を担っている。

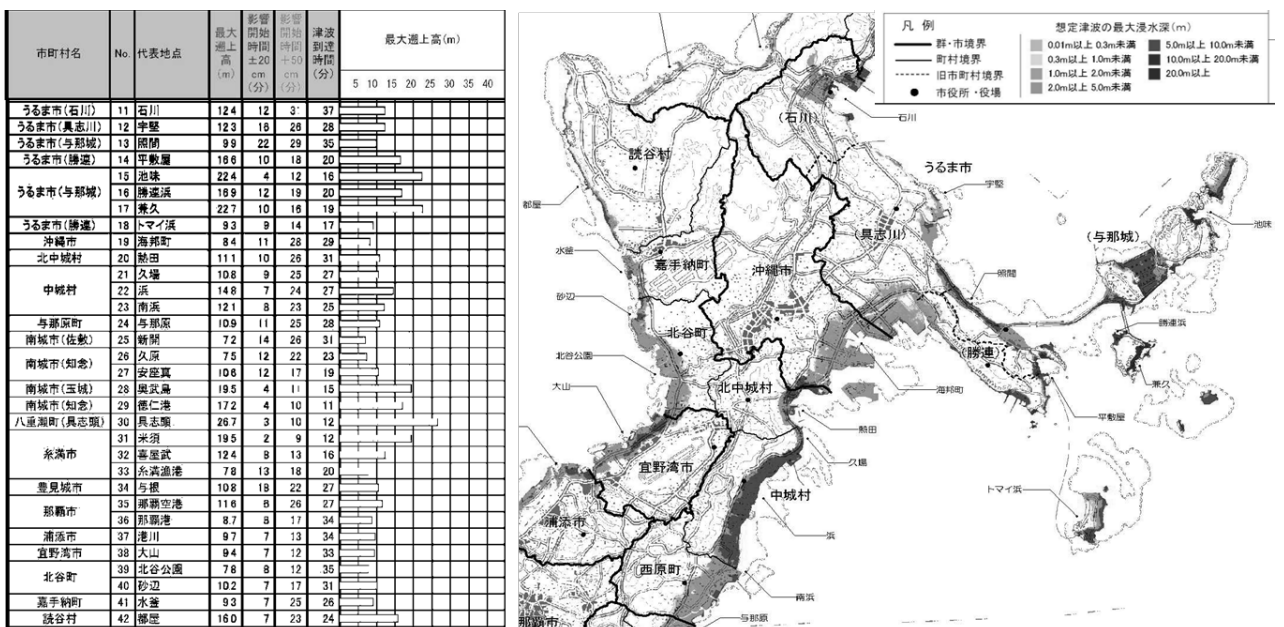
図表－34 消防組織概要

消防本部名	構成市町村	出張所等名	管轄消防団数
沖縄市消防本部	沖縄市	山内出張所 泡瀬出張所	8
うるま市消防本部	うるま市	石川出張所 勝連出張所 与那城出張所	13
宜野湾市消防本部	宜野湾市	真志喜出張所 我如古出張所	2
比謝川行政事務組合ニライ消防本部	読谷村、嘉手納町、北谷町	嘉手納消防署 北谷消防署 読谷消防署	12
中城北中城消防本部	中城村、北中城村	中城北中城消防署 中城出張所	2
東部消防組合消防本部	与那原町、南風原町、西原町	南風原分署 西原分署	3

(18) 津波被害想定状況

県が実施した津波被害想定調査における、中部圏域の状況については、特にうるま市、宜野湾市及び中城村への被害が大きいことが想定されている。特に、うるま市の与那城においては、最大遡上高が20mを超える地域も想定されている。

図表－35 中部圏域津波浸水予測図



資料：沖縄県津波被害想定調査（平成25年3月）抜粋

(19) 米軍基地の概況について

中部圏域内における米軍施設数は、15 施設あり、西原町及び中城村を除く 7 市町村に米軍基地が存在し、沖縄県全体の約 33%を占める。

また、駐留軍等従業員数については、県全体の 76.2%が中部圏域内で勤務している。

図表－36 中部圏域の米軍基地の概況

施設名	市町村名	施設面積 (千㎡)	駐留軍等従業員数(人)
嘉手納弾薬庫地区	沖縄市、うるま市、恩納村、嘉手納町、読谷村	26,584	308
天願棧橋	うるま市	31	—
キャンプ・コートニー	うるま市	1,339	316
キャンプ・マクトリアス	うるま市	379	19
キャンプ・シールズ	沖縄市	700	91
トリイ通信施設	読谷村	1,895	515
嘉手納飛行場	沖縄市、嘉手納町、北谷町、那覇市	19,855	2,657
キャンプ桑江	北谷町	675	44
キャンプ瑞慶覧	うるま市、沖縄市、宜野湾市、北谷町、北中城村	5,341	2,352
泡瀬通信施設	沖縄市	552	4
ホワイトビーチ地区	うるま市	1,568	94
普天間飛行場	宜野湾市	4,758	218
陸軍貯油施設	うるま市、沖縄市、宜野湾市、嘉手納町、北谷町	1,277	139
浮原島訓練場	うるま市	254	—
津堅島訓練場	うるま市	16	—
中部圏域内		65,224	6,757
沖縄県合計		186,970	8,866

資料：沖縄の米軍及び自衛隊基地（令和 4 年 7 月）

図表-37 中部圏域の米軍基地の返還の状況

区域名	返還予定時期	返還予定面積(ha)	返還面積(ha)	未返還面積(ha)	備考
○必要な手続き完了後に速やかに変換可能となる区域					
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区	2014年度又はその後	52	51	0	H27.3.31返還
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設技術部地区内の倉庫地区の一部	2019年度又はその後	10	11	0	R2.3.31返還
○沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域					
キャンプ桑江	2025年度又はその後	68	0	68	
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度又はその後	23	0	23	
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の喜舎場住宅地区の一部	2024年度又はその後	5	0	5	
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリドー	2024年度又はその後	62	0	62	
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度又はその後	16	0	16	
普天間飛行場	2022年度又はその後	481	5	476	H29.7.31一部返還 H30.3.31一部返還 R2.12.20一部返還
○米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域					
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリドー	—	—	—	—	
合計		717	67	650	

※キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区の返還面積については、統合計画において52haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。

資料：沖縄の米軍及び自衛隊基地（令和4年7月）

4 第5次中部広域計画策定に係る経緯

年 月 日	会 議	内 容
令和3年8月30日	令和3年度第2回幹事会	第5次中部広域計画策定要領について
令和4年1月31日	令和3年度第4回幹事会	第5次中部広域基本計画策定進捗状況について
令和4年2月4日	令和3年度第4回理事会	第5次中部広域基本計画策定進捗状況について
令和4年4月28日	令和4年度第1回幹事会	第5次中部広域基本計画構想素案について
令和4年9月2日	令和4年度第2回幹事会	第5次中部広域基本計画構想素案について
令和4年9月16日	令和4年度第3回幹事会	第5次中部広域計画基本構想素案について
令和4年10月3日	令和4年度第2回理事会	第5次中部広域計画基本構想（案）について 第5次中部広域計画基本構想（案）の諮問について
令和4年11月7日	第5次中部広域計画基本構想（案）の諮問	理事長から中部広域市町村圏事務組合審議会に対し諮問
令和4年11月7日	第1回中部広域市町村圏事務組合審議会	第5次中部広域計画基本構想（案）について
令和4年11月14日	第2回中部広域市町村圏事務組合審議会	第5次中部広域計画基本構想（案）について
令和4年12月23日	第5次中部広域計画基本構想（案）の答申	中部広域市町村圏事務組合審議会会長から理事長へ答申
令和5年2月7日～ 令和5年3月9日	パブリックコメント	第5次中部広域計画基本構想（案）に対するパブリックコメントの実施
令和5年3月9日	令和4年度第7回幹事会	第5次中部広域計画基本構想承認
令和5年3月14日	令和4年度第6回理事会	第5次中部広域計画基本構想承認
令和5年5月16日	令和5年度第2回幹事会	第5次中部広域計画承認
令和5年5月24日	令和5年度第1回理事会	第5次中部広域計画承認

5 第5次中部広域計画策定に係る委員会の名簿

○ 中部広域市町村圏事務組合理事会名簿

	役 職	市 町 村	氏 名
1	理 事 長	沖 縄 市	桑 江 朝千夫
2	副理事長	西 原 町	崎 原 盛 秀
3	副理事長	読 谷 村	石 嶺 傳 實
4	理 事	うるま市	中 村 正 人
5	理 事	宜野湾市	松 川 正 則
6	理 事	北 谷 町	渡 久 地 政 志
7	理 事	嘉手納町	當 山 宏
8	理 事	北中城村	比 嘉 孝 則
9	理 事	中 城 村	浜 田 京 介

○ 中部広域市町村圏事務組合審議会名簿

		所 属	役 職	氏 名
1	学識経験者	名桜大学	教 授	宮平 栄治
2		沖縄国際大学	特任教授	名嘉座 元一
3	中部圏域内の 各種団体の役 員及び職員	沖縄商工会議所	会 頭	宮里 敏行
4		中部地区婦人連合会	会 長	川上 のり子
5		中頭地区PTA連合会	会 長	伊波 常之
6		中部地区老人クラブ連合会	会 長	島袋 眞榮
7		沖縄市観光物産振興協会	会 長	島袋 隆
8		沖縄市国際交流協会	会 長	島袋 リカルド
9		中部地区市町村社会福祉協議会連 絡協議会	会 長	長浜 真佐夫
10		中部地区医師会	会 長	中田 安彦
11		沖縄市コザホテル組合	組合長	新崎 好子
12		中部地区商工会連絡協議会	会長	安慶名 達宏

○中部広域市町村圏事務組合審議会設置規則

平成2年1月23日

規則第2号

(設置)

第1条 この規則は、中部広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)に審議会を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、組合理事会の諮問に応じて中部広域市町村圏の基本構想及びその他必要な事項を調査審議し、組合理事会に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内とし、次の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中部圏域内の各種団体の役員及び職員
- (3) その他理事長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委嘱)

第7条 委員は、理事会が委嘱する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、組合事務局において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。


6 第5次中部広域計画基本構想（案）諮問



中広事広第95号
令和4年11月7日

中部広域市町村圏事務組合
審議会会長 殿

中部広域市町村圏事務組合
理事長 桑江朝千夫



第5次中部広域計画基本構想（案）の諮問について

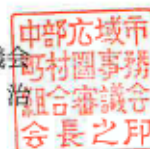
中部広域市町村圏事務組合審議会設置規則第2条の規定に基づき、第5次中部広域計画基本構想（案）について、貴審議会の意見を求めます。

7 第5次中部広域計画基本構想（案）答申

令和4年12月23日

中部広域市町村圏事務組合
理事長 桑江 朝千夫 殿

中部広域市町村圏事務組合審議会
会長 宮平 栄治



第5次中部広域計画基本構想（案）の答申について

令和4年11月7日付け中広事広第95号で諮問のあった第5次中部広域計画基本構想（案）について、本審議会において慎重に審議をした結果、別添の通り答申いたします。

安心・安全で豊かな中部広域圏、自分らしくいきいきと暮らしやすい社会の実現に向けて努められるよう要望します。

1 全般

- (1) 「中部は一つ」の合言葉をもとにきょうどうの精神をもとに地域で支えあう仕組みづくりを構築して頂きたい。
- (2) 基本構想（案）について、主体は組合であるが、組合だけでは実施が難しい取組みもある。組合と各市町村の関係性または役割分担等をわかるように記載するなど検討してもらいたい。また、今後の社会情勢を踏まえて、文章内では包括的な書きぶりを検討してもらいたい。
- (3) 分野別将来像について、サブタイトルの追記を検討してもらいたい。
- (4) コロナウイルスによる環境変化に対する認識（消費行動の変化等）の追記を検討してもらいたい。
- (5) 少子高齢化の課題を浮き彫りにして問題解決に向けて取り組んでいただきたい。
- (6) 中部圏域に人が集う仕組みを構築して頂きたい。

2 産業・観光分野

- (1) 全ての関連する機関の最も得意とする専門的知見を有効活用するとともに各市町村連携して中部の魅力を磨き上げ、中部圏域を周遊できる仕組みづくりや特産品開

発に取り組んで貰いたい。

- (2) 新たな観光資源を発掘するとともに、既存施設やイベントについても情報発信し、積極的に活用することで中部広域圏の魅力向上を図り、滞在日数・時間の拡大に取り組んでもらいたい。
- (3) 中部圏域における課題を抽出するとともに知見の共有化、課題解決に尽力していただきたい。
- (4) 大型イベント施設を積極的に有効活用し、中部圏域へ来訪者を増やすとともに地域を周遊し、圏域経済の活性化する仕組みを作っていただきたい。
- (5) 沖縄県の地理的・気候的優位性を最大限発揮し、ワーケーションや移住促進等を行い、中部圏域のファンづくりに取り組んでもらいたい。

3 福祉・医療分野

- (1) 貧困対策においては、教育機関とも連携して取り組むとともに総合的支援についても検討していただきたい。
- (2) 時々刻々と変化する社会状況により新たなニーズが求められることから市町村、関係機関が情報交換し、問題・課題および優れた知見の共有化によって、よりよい社会の推進に向けて取り組んでいただきたい。
- (3) 観光客が増えることにより、感染症の流入により急性期病院のひっ迫及び病床が不足する恐れがある。新たな感染症については「予防」だけでなく「防疫」についても留意していただきたい。
- (4) 中部圏域には急性期病院が少ないため、急性期病院・病床の確保についても留意していただきたい。

4 環境分野

- (1) 団塊世代の高齢化に伴い、火葬場・葬祭場のひっ迫が懸念される。火葬場建設は、広域での取り組みを必要と考える。
- (2) SDGs（持続可能な開発目標）について、各市町村と連携した取り組みを推進してもらいたい。

5 交通分野

- (1) 総合交通体系を構築し、基幹バス等との連結に配慮し、各市町村間の連携した取り組みを推進してもらいたい。

6 人材育成・教育分野

- (1) 子どもたちが県外、海外へはばたき自由にいきいきと交流する取り組みを推進していただきたい。
- (2) 多様な人材が活躍できる環境づくりに取り組んでもらいたい。
- (3) 高齢者、貧困世帯等、支援を必要としている人への教育及び育成する機会を構築して頂きたい。

- (4) 海外から中部圏域へ留学をしたくなるような教育内容や施設の充実、周知をしていただきたい。
- (5) 「人生100年時代」を見据えた幅広い年代の人材育成、再教育、ワークシェアリング推進をしていただきたい。
- (6) 中部圏域の外国人が多数居住している優位性を活かして、例えば、英語特区地域を設置するなど、学んだ語学力を活かせる環境を整備していただきたい。

7 防災分野

- (1) 震災による液状化及び気候変動による高潮対策等について市町村と連携して防災・免災・減災に取り組んでいただきたい。
- (2) 観光と防災は密接な関係があるため、中部圏域としての防災にかかる施策を講じていただきたい。

8 基地対策分野

- (1) 米軍基地から派生する問題について、市町村が連携して国や県に対策を求めている。

8 中部広域市町村圏事務組合理約

平成元年 10 月 26 日
県指令総第 946 号許可

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、中部広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する市町村)

第 2 条 組合は、次の市町村(以下「関係市町村」という。)をもつて組織する。沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。

- (1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
- (2) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する事

ア 広域交流事業

イ 広域文化事業

ウ 広域スポーツ事業

エ 広域観光開発事業

オ 広域物産展事業

カ 地域イベント助成事業

キ 広域研修事業

ク 地域づくり支援事業

- (3) 次に掲げる調査研究に関する事務。

ア 中部広域計画に基づく広域的な行政課題に関する事

イ 広域にわたる振興発展に関する事

- (4) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務

- (5) クルーズ船の受入に関する事務

- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務

- (7) 障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務

- (8) 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、沖縄市に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、9 人とする。

2 組合議員は、関係市町村議会の議長をもつて充てる。

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、関係市町村議会の議長の任期によるものとする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの事件については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 基金の設置

(基金の設置及び目的)

第9条 組合は、ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業(ただし、公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。)の推進に資することを目的とする。

3 基金は、関係市町村の出資により設置する。

(出資の割合及び額)

第10条 基金の出資の割合は、次のとおりとし、関係市町村(宜野湾市及び西原町を除く。)の出資の額は、別表第2のとおりとする。

均等割 30%

人口割 70%

2 宜野湾市及び西原町の出資の額は、別表第3のとおりとする。

(基金の処分の制限)

第11条 基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資総額に相当する額は、これを処分することは出来ない。

(関係市町村の権利)

第12条 組合を解散する際には、基金に属する財産は出資割合に応じ、各出資市町村に帰属する。

第4章 執行機関

(理事会)

第13条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市町村の長をもつて充てる。

3 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。

4 理事会に理事長1人及び副理事長2人を置く。

5 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

6 理事長及び副理事長の任期は、理事の任期によるものとする。

7 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

8 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある場合は、あらかじめ定められた順位によりその職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(会計管理者)

第14条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもつて充てる。

(監査委員)

第15条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任された者については4年とする。

(事務局)

第16条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は理事会が任免する。

4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

第5章 経費

(経費の支弁方法)

第17条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもつて充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は、別表第4のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事会が組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、平成元年11月1日から施行する。

附 則(平成3年県指令総第276号許可)

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年県指令総第531号許可)

この規約は、沖縄県知事の許可のあつた日から施行し、平成6年1月1日から適用する。

附 則(平成6年県指令総第803号許可)

1 この規約は、平成6年10月1日から施行する。

2 組合は、従前の中部地区伝染病隔離病舎組合の権利義務及び財産を承継する。

附 則(平成11年県指令企第402号)

この規約は、沖縄県知事の許可があつた日から施行する。

附 則(平成16年3月2日届出)

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整つた日から施行する。

附 則(平成17年県指令企第593号)

この規約は、沖縄県知事の許可のあつた日から施行し、改正後の第2条、第5条、別表第1及び別表第2の規定は平成17年4月1日から、第16条第2項の規定は平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年県指令企第207号)

1 この規約は、沖縄県知事の許可のあつた日から施行し、改正後の中部広域市町村圏事務組合格約の規定は、平成19年4月1日から適用する。

2 この規約の施行の際、地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 1 項の規定により現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この規約による改正前の中部広域市町村圏事務組合理約第 13 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 25 年県指令企第 126 号許可)

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年県指令企第 18 号)

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年県指令企第 69 号)

この規約は、沖縄県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成 29 年県指令企第 23 号)

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年県指令企第 38 号)

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年県指令企第 80 号)

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

共同処理する事務	市町村
第 3 条第 1 号から第 3 号まで並びに第 6 号及び第 7 号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
第 3 条第 4 号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市
第 3 条第 5 号に関する事務	沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 中城村
第 3 条第 8 号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 北中城村 中城村

別表第 2(第 10 条関係)

ふるさと市町村圏基金出資額

(単位：千円)

関係市町村名	人口	人口比率 (%)	平成元年度			平成 2 年度			出資総額
			均等割	人口割	計	均等割	人口割	計	
沖縄市	101,210	35.49	12,000	99,372	111,372	15,000	124,215	139,215	250,587
うるま市	98,539	34.55	48,000	96,740	144,740	60,000	120,925	180,925	325,665
北谷町	19,008	6.67	12,000	18,676	30,676	15,000	23,345	38,345	69,021
嘉手納町	14,126	4.95	12,000	13,860	25,860	15,000	17,325	32,325	58,185

読谷村	28,536	10.01	12,000	28,028	40,028	15,000	35,035	50,035	90,063
北中城村	13,011	4.56	12,000	12,768	24,768	15,000	15,960	30,960	55,728
中城村	10,765	3.77	12,000	10,556	22,556	15,000	13,195	28,195	50,751
計	285,195	100.00	120,000	280,000	400,000	150,000	350,000	500,000	900,000

※ 人口は、昭和 60 年国調

※ うるま市の出資額は、具志川市、石川市、勝連町、与那城町の廃置分合以前の 4 市町出資額を合算した額とする。

別表第 3(第 10 条関係)

ふるさと市町村圏基金出資額

(単位：千円)

関係市町村名	人口	平成 3 年			出資金総額
		均等割	人口割	計	
宜野湾市	69,206	27,000	152,901	179,901	179,901
西原町	21,981	27,000	48,573	75,573	75,573
計	91,187	54,000	201,474	255,474	255,474

※ 人口は昭和 60 年国調

別表第 4(第 17 条関係)

区分	市町村	負担割合
第 3 条第 1 号から第 3 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町	均等割 20%
	西原町 読谷村 北中城村 中城村	人口割 80%
第 3 条第 4 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市	均等割 5%
		件数割 95%
第 3 条第 5 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 中城村	均等割 20%
		人口割 80%
第 3 条第 6 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町	均等割 5%
	西原町 読谷村 北中城村 中城村	件数割 95%
第 3 条第 7 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町	均等割 10%
	西原町 読谷村 北中城村 中城村	利用者数割 90%
第 3 条第 8 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町	均等割 5%
	西原町 北中城村 中城村	件数割 95%

